西 区 防 災 計 画 (震災対策編 2019)

横浜市西区



ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。 大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。 私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の継で大地

私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうかと。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいる ことも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を 守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させては ならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

よこはま地震防災市民憲章〔行動指針〕

(備え)

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いっとき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

(避難生活)

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

西区防災計画目次

【第1音	18 総	測】				 	 	 	1	~ 9
第1章	西区	:防災計i	画の目的	的		 	 	 		. 1
第2章	西区	の概況				 	 	 		. 1
第1額	節 自	然的条件	牛			 	 	 		. 1
第2領	作 社	会的条(件			 	 	 		. 1
1	人口	及び世	帯			 	 	 		. 1
2	土地	・建物				 	 	 		. 1
3	道路	・交通				 	 	 		. 2
第3章	地震	及び被	害の想象	定		 	 	 		. 2
第 1 頷	節 想	定地震				 	 	 		. 2
1	元禄雪	型関東地	震			 	 	 		. 2
2	東京	弯北部地	震			 	 	 		. 2
3	南海	トラフ巨	大地震	į		 	 	 		. 3
4	慶長	型地震 .				 	 	 		. 3
第2領	竹 被	害想定				 	 	 		. 3
1	西区	震度分布	ī			 	 	 		. 3
2	西区	聿波浸水	予想区	域		 	 	 		. 5
3	液状化	比被害 .				 	 	 		. 5
4	西区(の被害想	定一覧	Ī		 	 	 		. 7
5	各区(の帰宅困	難者想	建		 	 	 		. 8
第4章					的責務					
第 1 筤	作 区	の責務				 	 	 		. 9
第21	作 区	民の責	務			 	 	 		. 9
第3額	5 事	業者の	責務			 	 	 		. 9
【第2音	部 災	害予防	計画】			 	 	 1	0~	2 6
										1 0
第 1 旬										1 0
1	. —		•							1 0
2										1 0
3										1 0
4					ム					1 0
5					受伝達体	 				1 0
第2旬										1 0
1	西消	防署の値	本制			 	 	 		1 0
2										1 1
第3箕										1 1
1										1 1
2	帰宅	困難者	への対象	策		 	 	 		1 1

第	4	節	燃料の	り確保	<u>.</u>					 	 	 	 	 	 1 -	1
第	5	節	水の砂	寉保 .						 	 	 	 	 	 1 -	1
	1	Ţ,	た急給2	k						 	 	 	 	 	 1 -	1
	2	<u> </u>	生活用フ	k対策	〔災	害応	急用	非异	⋾) .	 	 	 	 	 	 1 2	2
第2	章	超	難場所	等の割	整備					 	 	 	 	 	 1 3	3
第	1	節	地域[方災拠	l点σ)整備				 	 	 	 	 	 1 3	3
	1	ŀ	也域防災	災拠点	の役	と割				 	 	 	 	 	 1 3	3
	2	*	青報受信	云達手	段.					 	 	 	 	 	 1 3	3
	3		方災備書												1 3	3
	4		た急医療												1 3	
	5		ペットタ												1 3	3
第	2	節	広域過												1 4	1
-1-	1		広域避 難												1 4	1
	2		聿波避 冀												1 4	
笋		節	その作												1 4	
71.	1	•	・												1 4	
	2		品位之 帚宅困業												1 4	
	3		in・ことは 前充的な												1 4	
	4		ハっとき												1 5	
第3			, うこと 緊急輸送			-									16	
	•	節	を心制を 緊急軸		_										16	
牙	1	•	系心型 急輸送												16	
	-														16	
															16	
<u>~~</u>			木事務													
		節	緊急通												16	
		節 - ·	建設第												16	
			災害に強												1 7	
弟			自助、													
	1		「自助」			-	_									
	2		寺間軸に													
第		節_	防災意													
	1		区職員(:													
	2		区民への													
	3		学校防约													
	4		家庭防災													
	5		黄浜防災													
第	3		区民0													3
	1		家庭での	り備え						 	 	 	 	 	 1 8	3
	2	ŀ	也域での	り日頃	の備	請え				 	 	 	 	 	 1 9	9
第	4	節	事業原	斤の防	交災	対策				 	 	 	 	 	 1 9	9
第	5	節	火災0	り予防	等 .					 	 	 	 	 	 2 ()
第	6	節	防災調	川練の	実施	Ē				 	 	 	 	 	 2 ()
	1	Ŋ.	帚宅困難	惟者対	策訓	∥練				 	 	 	 	 	 2 ()
	2	*	青報受信	云達訓	練 .					 	 	 	 	 	 2 ()

第7頁	「デードリンティアとの協力体制の確立	2 0
1	災害ボランティアセンター等との連携体制の強化	2 0
2	災害ボランティアセンターの設置	2 0
3	災害ボランティアセンターの活動	2 0
4	ボランティアが活動しやすい環境の確保	2 0
5	アマチュア無線非常通信協力会との連携	2 0
6	区における体制づくり	2 1
第5章	災害に強い地域づくり	2 1
第11	市 自主防災組織の強化	2 1
1	西区災害対策連絡協議会議	2 1
2	町の防災組織	2 1
3	地域防災拠点管理運営委員会	2 2
4	町の防災組織と地域防災拠点	2 3
第2領	节 要援護者支援対策	2 4
1	基本的な方針	2 4
2	要援護者の事前対策	2 4
第3領	た 社会福祉施設等における安全確保対策	2 4
1	社会福祉施設等内の安全対策の推進	2 4
2	迅速な応急活動体制の確立	2 4
3	地域との連携強化	2 5
第6章	学校施設における安全対策の推進	2 5
第1貿	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
1		
2		
第2領		
1		
2	保護者等の連絡体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	業務継続計画 (BCP)	
N, , —	N. W. M. C.	
【第3音	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	63
IN C H	7575773772	
第1章	災害対策本部等の設置	2 7
第1貿		
1		
2	職務権限	
3	夜間・休日の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	班体制及び事務分掌	
· 第 2 筤	1-11 100 10 1 100 10	
1	西区災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	西区災害対策警戒本部の設置	
3	警戒体制	
4	医本部の代替施設	
第3領		
ハ - 干	1% ᄌ ▼	5 0

	第	1 飲	ī Ī	锁 員配	置計	一画	i					 	 	 	 	 3 6
		1	区本	下部 設	置出	 すの	配備	体制				 	 	 	 	 3 6
		2	勤剂	务時間	内の)職	員配	置				 	 	 	 	 3 6
	;	3	勤剂	务時間	外の)職	員配	置				 	 	 	 	 3 6
		4	初重	助期に	おけ	ける	災害	で急え	対策	の実	€施	 	 	 	 	 3 6
		5														3 6
	第	2 飦														3 7
第	•		-													3 7
- 1-		ー 1 飲														3 7
	•	2 飲														3 7
		– հո 1														3 7
		2														3 7
		~ 3 飲														38
		Ծ _հ . 1														38
		י 2														38
		3														38
	•	4 飲														3 8
		1														3 8
		2														3 9
	•	5 飲	•													3 9
		1														3 9
		2														3 9
		3						-				 -				3 9
第	4 1	章														3 9
	第	1 飲	ī Ā	5急活	動体	卜制	の確	立				 	 	 	 	 3 9
	第	2 飲	う 警	§防活	動の	基(本方	針				 	 	 	 	 3 9
		1	消り	く活動	りの優	先						 	 	 	 	 3 9
		2	人台	うの救	、助、	救	急活	動				 	 	 	 	 4 0
	,	3	安全	È避難	の確	餱保						 	 	 	 	 4 0
	第	3 飲	វិ ក៏	芯急活	動 .							 	 	 	 	 4 0
		1	初其	月の情	報収	集	活動					 	 	 	 	 4 0
		2	消り	(活動	の原	則	١					 	 	 	 	 4 0
	;	3	人台	ስ救 助	」、救	急	活動	の原見	則			 	 	 	 	 4 0
		4	関係	系機関	等と	<u>:</u> の	連携					 	 	 	 	 4 1
	第	4 飲	万洋	肖防団	活重	b .						 	 	 	 	 4 1
		1	活重	协体制]							 	 	 	 	 4 1
		2	災害	§応急	活重	b .						 	 	 	 	 4 1
	第	5 飲	īΣ	区民の	活動	h .						 	 	 	 	 4 1
第	5 ī	章				_										4 2
		· 1 飲				_										4 2
	•	1														
		2	• • • •		-											4 2
		- 3														4 2
		4				_										4 3
		т	<u>~~75</u>	えロベドス	くいかて	, v)	小川八人	ч т				 	 	 	 	 - 0

5	搬送	(体制等の確保	4 3
9	第2節	5 医薬品等の備蓄及び供給体制	4 3
	1	医薬品等の備蓄	4 3
	2	医薬品等の供給	4 4
	3	医療情報の提供	4 4
	4	歯科医療体制	4 4
9	第3節	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
第 6	6章	広域応援活動拠点	4 4
	- · 7 章	避難者対策	4 5
	,一 第 1 貸		4 5
	1	避難勧告及び避難指示(緊急)	4 5
	2	警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
4	~ 第2節		4 6
7	ก – ผ 1	・ 版文音の歴典・文八10・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	2	地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合	47
	3		4 7
	_	教職員における地域防災拠点開設の対応	4 /
	4	地域防災拠点の管理・運営支援	
^	5	補充的避難場所の開設及び運営	4 9
5	第3節		50
	1	市民、地域等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
	2	援護対策の基本方針	5 0
	3	援護体制の確保	5 0
	4	援護の実施	5 1
5	第4節	5 福祉避難所の開設及び運営	5 1
	1	福祉避難所の開設及び運営	5 1
	2	受入れの決定	5 2
	3	要援護者等の福祉避難所	5 2
第8	3章	警備と交通対策	5 3
9	第1節	5 大地震が発生した場合の警備対策	5 3
	1	警備体制の確立	5 3
	2	災害応急対策の実施	5 3
复	第2節	「大地震が発生した場合の交通対策	5 3
第:	9章	緊急輸送対策	5 3
复	第1節	5 輸送路の確保	5 3
	1	道路の通行機能の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
	2	西区の緊急交通路指定想定路	5 4
复	第2節	5 輸送車両等の確保	5 4
第	10章		5 4
- •	·		5 4
	1 1	搜索活動	5 4
	2	行方不明者の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
	3		
ģ	第2節		
,	ก∠ม 1	関係機関との連携	
		∧ v v ∧ < ▼ <= 1/3 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

	2	遺体安置所	5 5
	3	遺体の取扱い	5 6
	4	火葬	5 7
第1	1章	- 物資等の供給	5 7
第	1 節	ī 応急給水	5 7
	1	水道局が行う応急給水	5 7
	2	区本部が行う応急給水	5 7
第	2節	「 物資の供給	5 8
	1	供給方法	5 8
	2	供給対象者	5 8
	3	物資の確保と配分	5 8
	4	食料の調達	5 8
第	3節	「 救援物資の受入れ・配分	5 9
第	4節	ī 物資集配拠点	5 9
第1	2章	災害廃棄物の処理	5 9
第	1 節	i 基本的な考え方	5 9
	1	災害廃棄物の範囲(災害廃棄物の定義)	5 9
	2	し尿・ごみの処理	5 9
第	2節	i トイレ・し尿対策	6 0
	1	地域防災拠点における対応	6 0
	2	広域避難場所による対応	6 0
	3	帰宅困難者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 0
	4	仮設トイレの管理	6 1
	5	し尿くみ取り対策	6 1
第	3 節	i 家庭系ごみ対策	6 1
	1	生活ごみ・避難所ごみの収集	6 1
	2	片付けごみの収集	6 1
第1	3章	学校活動と保育	
第	1 節		
	1	児童生徒及び園児の安全確保	
	2	児童生徒の避難行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	発災後の休校期間	
	2節		
	3 節		
	4章		
第	, 1 飲	i 公共施設における応急対応	
	1	利用者等の安全対策、避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		応急措置	
第	2 節	i 土木施設の応急対応	6 3
【笋	4 部	。 3 復旧・復興対策】 6 4 ~	67
L /1-			
第 1	章	市民生活の安定・復旧	6 4
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

1		生活相談	6 4
2		災害弔慰金等の支給等	6 4
3	•	市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等	6 5
第2	節	被災者の住宅確保及び応急修理	6 5
1	ļ	応急仮設住宅の供与	6 5
2		入居者の選定等	6 5
3		入居者支援	6 6
4		住宅の応急修理	6 6
第3	節	解体廃棄物・津波堆積物の報告	6 6
第2章	:	被害認定調査と罹災証明	6 6
第1	節	被害認定調査	6 6
第2	節	罹災証明書	6 6
第3	節	被害認定調査及び罹災証明の分担	6 6
第3章	;	復興対策	6 7
【第5	部	帰宅困難者対策】68~	7 0
第1章		主要駅等における混乱防止対策の充実	6 8
第2章	:	事前対策	6 8
第1	節		6 8
第2	節		6 8
第3			6 8
第4			6 8
第3章	•		6 9
第1			6 9
1			6 9
2		-	6 9
第 2			6 9
1	•		6 9
2		企業等の事業所の対応	
3		ニスサのサスカのカル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4			7 0
•			, 0
【笋6	ᆄ	津波対策】 7 1~	7 8
L 3 1 ∪	יום	/=/X/引来】 / 1 · ·	, 0
笋 1 音		津波対策の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
		津波の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ייה <i>ד</i> 1	-		
2		成災レベルの津波の想定(L2レベル)	
第2章		の	
		アin xi x x	
	•	— — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
1		減災レベルの津波に対する災害予防対策	
2			7 5
第3章		災害応急対策等	/ 5

第 1	節	i 大津波警報、津波警報、津波注意等発生時の措置	7 5
1		大津波警報、津波警報、津波注意報、又は津波予報の発表	7 5
2	<u>-</u>	防災体制	7 6
3	3	津波警報又は大津波警報発表時の初動体制	7 6
4	Ļ	津波警報又は大津波警報発表時の勤務時間内外の動員先	7 6
5	5	津波警報等の収集、伝達	7 7
第2	節	i 避難対策等	7 7
1		避難勧告等	7 7
2	<u>-</u>	避難対象地域	7 8
3	3	津波からの避難	7 8
	_		
【第7	'部	□ 東海地震事前対応計画】	8 2
第1章	<u>-</u>	東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置	7 9
212 - 1			79
第 1 1	•	i 警戒活動体制	79
-			7 9 7 9
2		区警戒本部の設置 区警戒本部の廃止	7 9 7 9
。 第 2			80
- 第 4 1	•	・ 戦員の配直と動員	80
-		勤務時間外の動員体制	80
2		動物時间外の動員体制	80
_		四報	80
4 第2章			80
		警戒宣言発令時対応	
第 1	•		8 0
1		区本部の設置	8 0
2			
第2		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8 1
1		広報活動	8 1
2	-		
第3		•	8 1
1			8 1
2		避難場所開設状況等の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	3	医療救護隊の編成準備	8 1

第1部 : 総則

第1章 西区防災計画の目的

本計画は、横浜市防災計画「震災対策編」の区別計画として、西区に地震災害が発生した場合の区役所及び区民のための基本的な計画です。

この計画は、人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域・社会の実現」を目標として、西区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ること、また、大規模地震及び津波などが発生した場合でも、その被害をできるだけ軽減することを目的としています。

第2章 西区の概況

第1節 自然的条件

西区は、市のほぼ中央、帷子川水系の河口部に位置し、北は、神奈川区、西は保土ケ谷区、南は、中区と南区に隣接しており、東側は東京湾に面しています。区域の面積は 6.98 km²と 18 区のうちで最も小さく、横浜市域の 1.6%となっています。

地形的には、最高地の元久保町で海抜 55.8mとなっており、この地点を含む南部及び北西部 が関東ローム層からなる丘陵地です。中央部は海抜 10m未満の平坦な沖積層からなる河口低地 と埋立地からなっており、最低地は高島二丁目の海抜マイナス 6.6mとなっています。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

人口は 102, 460 人、世帯数は 54, 636 世帯で、本市人口の約 2.7%を占めており、人口は 18 区のうち最も少ないです。(平成 31 年 3 月 1 日現在推計)また、区内には卸売業・小売業を中心とする約 1,936 (平成 28 年 6 月時点)にのぼる事業所があるため、在勤者や在学者を加えると、昼間人口は、夜間人口の約 1.9 倍に増加します。(平成 27 年 10 月時点)

さらに横浜駅周辺やみなとみらい 21 地区など首都圏でも有数の商業地域を抱えているため、買い物客や観光客等が訪れる時間帯の人口ともなると、より膨大な規模になるなど、災害発生時刻により被害規模が異なることが予想されます。

2 土地・建物

土地利用は、区内の約94%が宅地化し、地下街やビルの林立する横浜駅周辺地域や発展の著しいみなとみらい地区では高層建物の占める比率が高く、群を抜いて土地の高度利用が進

んでいます。その一方で、古くからの住宅が比較的密集して建ち並び、狭あい道路が入り込んだ地域などがあり、震災時においては火災による被害の拡大が懸念されています。また、西区内の建物棟数は約 18,000 棟で、このうち約 12,000 棟が木造建物となっています。(平成 30 年 1 月 1 日現在)

3 道路・交通

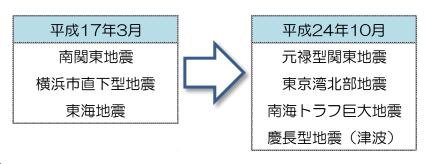
道路は国道1号線が東西に、国道16号線が南北にまたがっており、その他、横浜生田線、横浜駅根岸線、栄本町線、青木浅間線(横浜環状1号)、藤棚浦舟道路などが主要幹線道路として使われています。

また、市内最大の乗降者数を誇る横浜駅を中心に、区域の中央と東側を鉄道が走り、区域を南北と東西に分断しています。

第3章 地震及び被害の想定

第1節 想定地震

想定地震の見直し



1 元禄型関東地震

相模トラフ沿いを震源とする関東地震は、これまで 1923 年に横浜市で甚大な被害をもたらした大正型関東地震の再来が懸念されていました。しかし、東日本大震災を経て、想定外の事態をなくそうという考えから、発生確率は低いものの、大正型関東地震(南関東地震)よりも市内の震度が大きく、津波の影響も考えられるものとして想定された地震です。

2 東京湾北部地震

首都直下地震は首都圏のどこで発生してもおかしくないと言われています。

東京湾北部地震は、本市に大きな影響を与える首都直下地震の一つであり、中央防災会議でもこの地震を首都直下地震大綱(平成17年9月)の基軸としています。この地震は、横浜市のみならず、首都圏での影響が極めて大きいと考えられていることから、今後、広域で連携した対策を検討していく際に重要である地震です。

3 南海トラフ巨大地震

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(平成23年8月~)においては、東日本大震災を踏まえ、想定外をなくす考えから、津波を伴い最大限の被害を及ぼす想定地震として、 東海地震を包括した南海トラフ巨大地震が検討されています。

横浜市においても揺れは大きくないものの、長周期地震動、液状化、津波などの被害が考えられ、従来想定していた東海地震を包括した最大級の地震です。

4 慶長型地震

揺れの影響は大きくないものの、東京湾内への大きな津波の影響 をもたらす想定地震です。

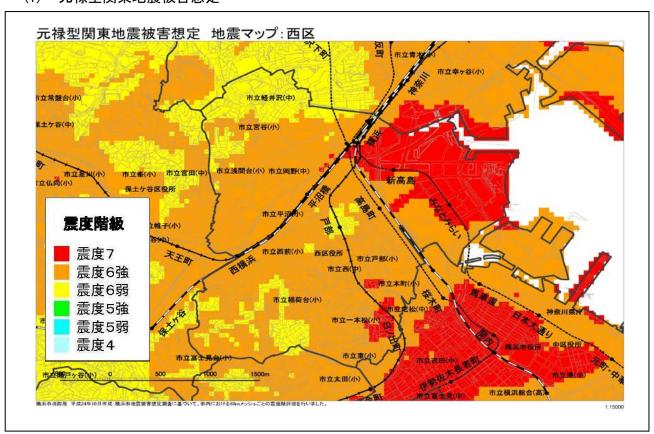
発生確率はきわめて低いですが、横浜市として最大クラスの津波被害を引き起こす想定地震であることから、津波被害の検討対象としました。



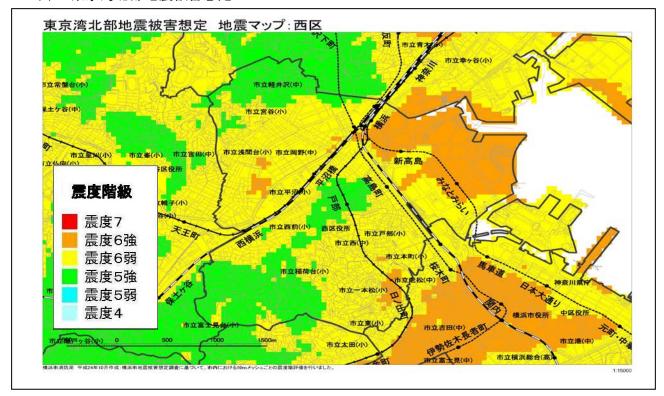
第2節 被害想定

1 西区震度分布

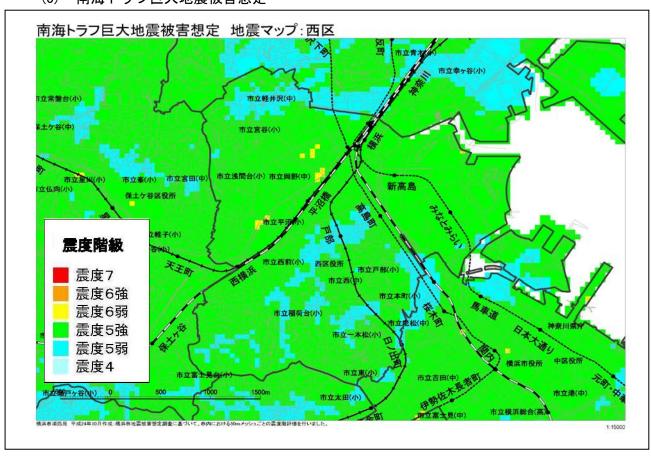
(1) 元禄型関東地震被害想定



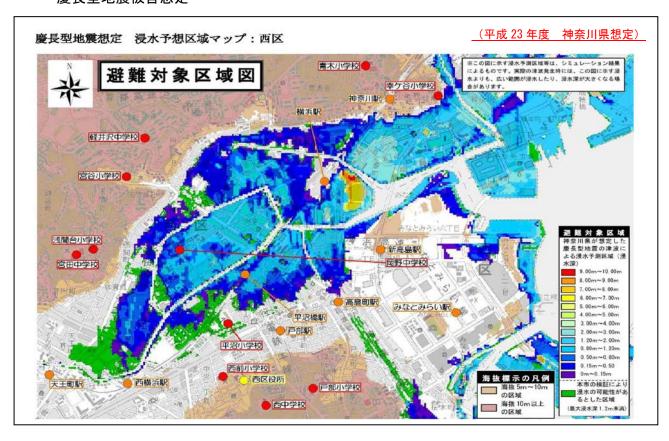
(2) 東京湾北部地震被害想定



(3) 南海トラフ巨大地震被害想定

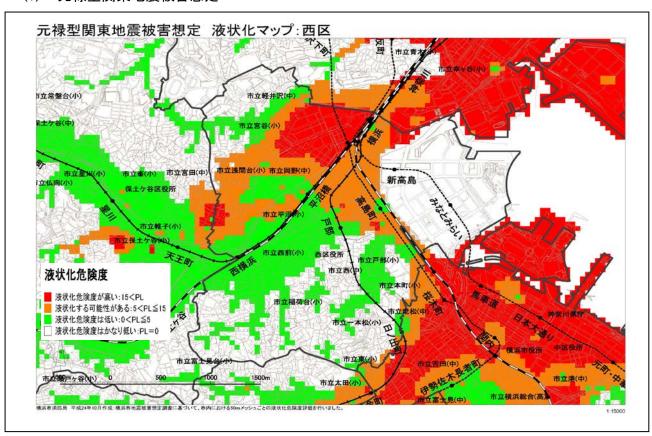


2 西区津波浸水予想区域 慶長型地震被害想定

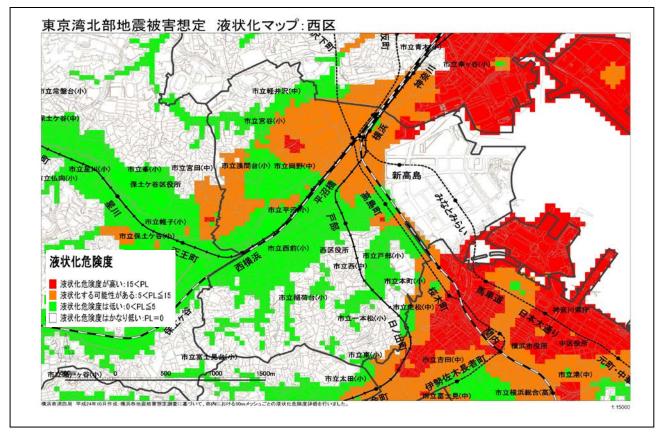


3 液状化被害

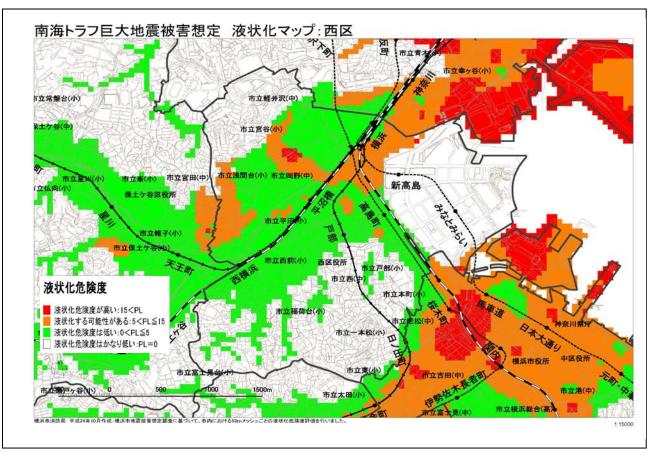
(1) 元禄型関東地震被害想定



(2) 東京湾北部地震被害想定



(3) 南海トラフ巨大地震被害想定



4 西区の被害想定一覧

【想定シナリオ:冬、平日18時、風速6m/s(ライフライン被害を除く)】

		元禄型関東地震	東京湾北部地震	南海トラフ巨大地震	慶長型地震
	震度	震度5強~7 (市内広い範囲で震度 6強以上の揺れ)	震度4~6強	震度5弱~6弱	-
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	137,100	28,477	2,407	_
	液状化による建物被害(棟)	7,876	5,065	3,864	-
	火災出火件数(件)	370	100	35	_
	火災による焼失棟数(棟)	77,654	13,035	5	-
横	津波による建物被害(棟)	2,772	212	15,515	27,047
	建物の倒壊による死者(人)	1,695	217	3	-
浜	建物の倒壊による負傷者(人)	19,913	4,463	347	-
	火災による死者(人)	1,548	242	0	-
市	火災による負傷者(人)	1,778	331	0	-
	津波による死者(人)	13	0	76	470
	避難者(人)	577,307	233,966	100,411	-
	上水道の断水世帯数(世帯)	398,835	234,187	92,930	_
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	72,912	34,329	19,856	-
	電力の停電世帯数(世帯)	266,246	62,498	91	-
	電話の不通世帯数(世帯)	54,144	13,055	13	-
	都市ガスの供給停止件数(件)	1,157,296	242,014	0	-
	震度	震度6~7 (区内広い範囲で震度 6強以上の揺れ)	震度5強~6強	震度5弱~5強	-
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	6,437	1,529	74	_
	液状化による建物被害(棟)	175	96	66	_
	火災出火件数(件)	44	7	2	-
	火災による焼失棟数(棟)	8,013	512	0	_
西	津波による建物被害(棟)	907	121	2,057	1,649
	建物の倒壊による死者(人)	154	15	0	_
	建物の倒壊による負傷者(人)	1,547	398	22	_
区	火災による死者(人)	158	10	0	_
	火災による負傷者(人)	233	17	0	_
	津波による死者(人)	9	0	29	94
	避難者(人)	31,905	8,585	5,558	_
	上水道の断水世帯数(世帯)	18,622	8,865	2,908	
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	4,227	1,793	746	
	電力の停電世帯数(世帯)	23,154	2,874	0	_
	電話の不通世帯数(世帯)	6,693	831	0	
	都市ガスの供給停止件数(件)	51,858	34,341	0	_

元禄型関東地震での揺れでは、市内のほとんどが震度6強となっており、西区では最大震度7が想定されるなど市内でも大きい想定となり、火災による被害が大きくなっているのが特徴です。

また、想定地震の中で最大の津波の到達が予測されている慶長型地震については、地震による揺れの影響は大きくないものの、津波による被害が最大となっています。

5 各区の帰宅困難者想定

		単位(人)			
行政区	推定滞在者数 (平日12時)	通勤	通学	私用 (買い物 他)	合計
鶴見区	182, 317	24, 918	1, 985	3, 572	30, 475
神奈川区	175, 071	24, 847	10, 072	2, 712	37, 631
西区	170, 292	40, 613	2, 599	14, 715	57, 927
中区	207, 023	47, 840	4, 934	7, 592	60, 366
南区	108, 543	4,673	1, 298	2, 172	8, 143
港南区	127, 398	5, 490	538	2, 405	8, 433
保土ケ谷区	129, 974	10, 885	2, 613	928	14, 426
旭区	142, 388	6, 515	1, 689	2, 877	11, 081
磯子区	102, 246	11, 403	633	2, 039	14, 075
金沢区	155, 391	18, 991	5, 978	12, 109	37, 078
港北区	238, 590	31, 548	9, 507	6, 330	47, 385
緑区	105, 604	7, 846	3, 995	3, 335	15, 176
青葉区	176, 246	10, 836	5, 172	11, 429	27, 437
都筑区	152, 880	21, 314	2, 793	9, 607	33, 714
戸塚区	179, 461	16, 912	3, 709	4, 580	25, 201
栄区	74, 251	6, 279	2, 090	3, 508	11, 877
泉区	84, 004	2, 857	947	2, 576	6, 380
瀬谷区	74, 130	4,640	1, 042	2, 032	7, 714
合計	2, 585, 809	298, 407	61, 594	94, 518	454, 519

市内全体で約45万人の帰宅困難者が発生する と想定しています。西区では、約5万7千人の人 が帰宅困難となります。その中でも、買い物等で 外出している人が帰宅困難者となる割合が高いこ とが特徴です。

さらに帰宅困難時には駅等に人が集まり、二次 災害の発生が懸念されます。



第4章 区、区民及び事業者の基本的責務

第1節 区の責務

区は、市民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を挙げて震災 対策を講ずるとともに、区民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

第2節 区民の責務

区民一人ひとりが「自助」の観点から、建物の耐震化や家具の転倒防止、最低3日分の食料・水やトイレパック、医薬品等の非常持ち出し品の準備などについて配慮するとともに、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災力を高めることが区民の責務です。

また、「共助」の観点から、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努めることが必要です。

第3節 事業者の責務

事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料・水やトイレパック等の備蓄など、震災対策の推進を図るとともに、 区の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めます。

また、事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を意識して、日ごろから防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。また、帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、施設に待機できるよう、環境整備を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会の提供に努めることが必要です。

第2部 : 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

第1節 防災情報通信の整備

1 危機管理システム

迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するため、各区役所と市危機管理室、関係局をYCAN(庁内LAN)で結び、各種気象注意報・警報情報や地震情報等の受伝達及び市内で発生した被害の集計等を行うシステムを配備しています。

2 防災行政用無線

災害等により電話や携帯電話が利用できない場合に備え、災害情報の早期伝達、被害情報や 安否情報等の収集伝達を行うため、区役所、土木事務所及び各地域防災拠点等に防災行政無線 を整備しています。

3 災害時安否情報システム

各地域防災拠点で収集した安否情報を市ホームページに掲載し、インターネットで市民等が その情報を確認することができる「災害時安否情報システム」を配備しています。

4 職員安否・参集確認システム

職員があらかじめ携帯電話等のメールアドレスを登録しておき、危機事案が発生した際に情報を受け取り、自身の安否情報及び動員見込み時間を職場に報告することで、各職場において職員の安否情報及び動員見込み時間を効率的に確認するためのシステムを配備しています。

5 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

危機発生時には上記のほか、一般固定電話に優先して通信できる災害時優先電話や、衛星携帯電話、アマチュア無線、省電力トランシーバーなど、あらゆる情報受伝達手段を活用します。 なお、情報機器使用不能の場合は、連絡員の派遣による、連絡体制を取ります。

第2節 消防の体制

1 西消防署の体制

消防体制を確立するため、早期に消防ポンプ自動車が災害現場に到着できるよう、区内には 西消防署と2箇所の消防出張所を配置しています。また、大規模地震時に予想される同時多発 火災に対応するため、非常用消防車を2台保有しています。

2 西消防団の体制

地域防災力の強化を図るため、西消防団には活動拠点となる消防団器具置場が 15 箇所配備 され、震災対策用資機材を配備するとともに、基本装備である可搬式小型動力ポンプを配備し ています。

第3節 防災備蓄計画

物資等の援助が届く目安とされている3日間を乗り切るために、「家庭での備蓄」と「公的備蓄」の両面から備蓄を進めます。

1 備蓄庫の整備

発災直後の物資の確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を考慮し、食料、水缶詰、生活用品等を区役所災害用備蓄庫、区役所分散保管場所(消防出張所備蓄庫)、及び地域防災拠点に備蓄しています。また、市も区への補充基地として方面別備蓄庫を整備しています。

なお、横浜市では各家庭に、最低3日分の備蓄を啓発していますが、発災後3日間は公的備蓄、家庭内備蓄等を合わせて対応します。

2 帰宅困難者への対策

震災時における帰宅困難者への支援として、1人あたり1食分の食料、水缶詰、アルミブランケットやトイレパック等を帰宅困難者一時滞在施設等に整備します。

第4節 燃料の確保

消防車両等、緊急性の高い車両の燃料供給体制を確立するため、西消防署内に自家用給油取扱所を整備しています。

第5節 水の確保

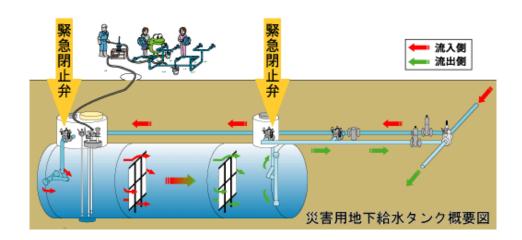
- 1 応急給水(資料編 資料1「西区災害時給水所」 参照)
- (1) 配水池

発災後初期の飲料水と消火用水を確保するため、野毛山配水池を整備しています。

(2) 災害用地下給水タンク

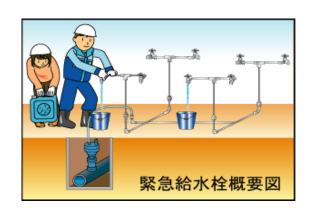
発災後初期の飲料水確保をするため、みなとみらい 21 地区等に 5 箇所、災害用地下給水 タンクを整備しています。

災害用地下給水タンクは、発災時に円滑に運用できるよう、地域住民等による給水訓練を 実施しています。



(3) 緊急給水栓

災害時、地震に強い管に臨時の給水装置を取り付けて給水する施設で、発災後おおむね 4日目以降に水道局職員等が断水状況を踏まえて、順次、仮設の蛇口を設置していきます。



(4) 水缶詰の備蓄

地域防災拠点及び区役所等に、水缶詰(350ml)を備蓄しています。

地域防災拠点	2, 000 缶
区役所	4, 000 缶
帰宅困難者一時滞在施設	受入想定者1人あたり1缶

2 生活用水対策(災害応急用井戸)(資料編 資料2「西区災害応急用井戸」 参照)

学校のプールや受水槽のほか、区内の利用が可能な井戸を災害応急用井戸に指定し、洗浄水などの生活用水(飲用はしません)として、所有者の協力を得て活用します。

第2章 避難場所等の整備

第1節 地域防災拠点の整備

1 地域防災拠点の役割(資料編 資料3「西区地域防災拠点」 参照)

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難 し、一定期間生活する震災時避難場所として、区民に身近な 12 箇所の小中学校を指定してい ます。

また、地域防災拠点は、避難場所又は避難所(以下「避難場所等」という。)としてだけではなく、在宅被災者等支援のための情報受伝達の拠点、及び、救助資機材を備蓄しているため、住民による救助・救護活動拠点としての機能を備えています。

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区割りしていますが、実際の災害の種類・発生場所によっては、指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることがあります。

2 情報受伝達手段

一般固定電話による通信が困難な場合における、被害情報や避難情報など各種情報の受伝達 手段として、デジタル移動無線機を各地域防災拠点に配置しています。

3 防災備蓄庫(資料編 資料4「西区防災備蓄庫備蓄物資」 参照)

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

4 応急医療

地域防災拠点での軽傷者への対応のため、一般家庭で行えるような応急手当程度の用品を保 健室に配備します。

地域防災拠点管理運営委員会と学校で協議し、発災時の応急手当場所や医療救援隊用の診療スペース(体育館の一画や教室など、状況によっては保健室)をあらかじめ確保するとともに、保健室に配備された応急手当用品を応急手当場所等に持ち出せるよう整備します。

5 ペット対策資機材等

負傷した犬猫の保護や避難者が地域防災拠点等にペットを連れてきた場合に備え、ペット飼育用ケージ 1,646 個を健康福祉局(動物愛護センター他)、西区役所生活衛生課及び動物病院に備蓄し、飼い主は震災に備え、平常時からケージ等の保有に努めます。また、日頃から災害時のペット対策として、①飼い主の明示(鑑札・マイクロチップの装着等)、②基本的しつけ、③健康管理、④ケージ、ペットフードや水等の避難用具の確保、⑤ペットの預け先の確保等について普及啓発に努めるとともに、「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備について積極的に

第2節 広域避難場所及び津波避難場所

1 広域避難場所(資料編 資料5「西区広域避難場所」 参照)

広域避難場所は、地震に伴い大火災が発生し、延焼拡大した場合、火災の輻射(ふくしゃ) 熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、大規模公園や団地など の空地を指定しています。

広域避難場所での避難時間は、輻射熱や煙が収まるまでの「長くても数時間程度」と想定しています。広域避難場所には、食料や飲料水などは備蓄していません。避難生活を必要とする場合は地域防災拠点が中心となります。

2 津波避難場所(資料編 資料6「西区津波避難施設」 参照)

津波からの避難者を受け入れるため、海抜5m以上の高台又は鉄筋コンクリート造等の頑 大な建物の3階以上を目安に津波避難場所を確保します。

第3節 その他の避難場所等

1 福祉避難所(資料編 資料7「西区福祉避難所」 参照)

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。 福祉避難所を確保するため、施設所在地の区と社会福祉施設等とあらかじめ協定を締結するとともに、「横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱」等に基づき、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄します。

※市立特別支援学校は、在籍児童生徒及びその保護者が避難する場所となっています。

2 帰宅困難者の一時避難場所・一時滞在施設(資料編 資料8「西区帰宅困難者ー時滞在施設」 参照) 地震により多くの滞留者の発生が予測される主要駅周辺等を中心に、滞留者の安全を確保し、災害関連情報を提供するための一時避難場所を選定します。

また、来街者等が帰宅困難者となった時に備えて、本市施設や国の施設、主要駅や観光地周辺等の民間施設や商業施設を、一時滞在施設に指定します。

3 補充的な避難所(資料編 資料9「西区補充的避難所等」 参照)

西区長は、地震により多数の避難者で避難場所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難場所が発生した場合に備え、公共施設や民間施設を地域防災拠点の補充的な避難場所として使用できるよう、あらかじめ施設管理者と調整します。

4 いっとき避難場所

いっとき避難場所は、自治会・町内会等が事前に選定する任意の避難場所(地域の組や班の単位ごとに安否確認や避難行動ができるよう、地域の生活圏と関連した避難者の安全が確保できる場所)で、広域避難場所や地域防災拠点へ避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認するほか、広域避難場所等へ避難するために地域住民が集まる場所です。(広域避難場所や地域防災拠点に避難する必要がない場合は、自宅等に戻ります。)



いっとき避難場所

大地震が発生したら、周囲の災害状況を把握するために、近くの公園、広場など安全な場所に避難します。その後、次の状況に応じた適切な避難場所に避難します。

【②の矢印】周囲で特に被害がなく、自宅も倒壊若しくは倒壊の恐れがない場合

【③の矢印】大規模火災が発生している場合

【④の矢印】大規模火災は発生していないが、自宅が倒壊若しくは倒壊の恐れがある 場合



広域避難場所

地震による大規模火災が発生した場合、熱や煙から生命・身体を守るために広域避難場所に避難します。その後、状況に応じ、適切な避難所に避難します。

【⑤の矢印】自宅が倒壊若しくは倒壊の恐れが<u>ない</u> 場合

【⑥の矢印】自宅が倒壊若しくは倒壊の恐れが<u>ある</u> 場合



地域防災拠点



家屋が倒壊若しくは倒壊の 恐れがある場合に避難し、避難 生活を送ります。

第3章 緊急輸送体制の整備

第1節 緊急輸送路の指定

震災が発生した場合、道路交通の混雑が予想されます。救命救急活動、消火活動、医薬品・食料・飲料水等緊急物資の運搬を無駄なく速やかに行うためには、緊急車両のための道路の通行機能を確保することが重要ですので、次の道路を緊急輸送路としてして指定しています。

1 緊急輸送路第一次路線

規模の大きい幹線道路や一般国道からなる広域的ネットワークの重要路線で、輸送の骨格をなす道路です。緊急輸送路第一次路線は、他都市から災害対策を支援するための主要な搬入路となることから、他の道路に先駆けて最優先に通行確保を行います。

2 緊急輸送路第二次路線

緊急輸送路第一次路線を補完し、地域内での災害救助活動に使用する道路です。不測の事態の場合に緊急輸送路第一次路線の代用とするほか、緊急輸送路第一次路線から区内の地域防災拠点へと順次連結していくための重要な道路となります。

3 土木事務所長選定路線

上記2路線のほか、地域の輸送上必要なものとして、土木事務所長が指定しています。

緊急輸送路第一次路線	緊急輸送路第二次路線	土木事務所長選定路線
国道1号	青木浅間線	青木浅間線
国道 16 号	藤棚伊勢佐木線 ほか	横浜駅根岸線 ほか
県道 147 号 横羽線		
県道 13 号 横浜生田線 ほか		

第2節 緊急通行車両の確保

大地震が発生した場合の交通規制が行われたときは、指定された通行禁止区域、通行制限区域 及び緊急交通路において、緊急通行車両以外の一般の車両の通行が禁止・制限されるため、災害 応急対策に使用する車両については、平時から緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて おくこととします。

第3節 建設業協会との連携

災害時における緊急巡回及び応急措置並びに道路啓開及び応急対策の支援活動を土木事務所 地区隊と協力して実施するため、具体的な内容について、定期的に連絡・確認を行っています。

第4章 災害に強い人づくり

第1節 自助、共助、公助による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えや発災後の迅速・的確な対策などにより、被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組(減災行動)が重要です。本市では、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

1 「自助」「共助」「公助」の定義

- •「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」 といった、防災・減災の基本です。
- •「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力し合う地域活動のことです。 「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。
- •「公助」とは、市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割

「発災前」「救助・救命期」「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる 役割や取組の主なものは次の表のとおりです。

	発災前	救助・救命期(発災~3日)	応急復旧(4~10日) 復旧期(11日目以降)
自助	・住宅の耐震対策 ・家具の転倒防止 ・食料、飲料水の備蓄 ・防災訓練の参加	・身の安全の確保 ・初期消火 ・火災、津波からの避難 ・地域防災拠点等への避難 ・在宅での避難生活	・自宅の補修建替え
	• • • • 等	•••等	・・・・等
共助	・防災訓練等の実施 ・いっとき避難場所の選定 ・要援護者の見守り ・顔の見える関係作り ・・・・等	・住民や自主防災組織による初期消火 ・近隣住民による負傷者等の救出 ・要援護者の安否確認 ・地域防災拠点運営等への協力	・要援護者への支援 ・ボランティア活動への 協力 ・在宅被災者に対する支援 ・・・・等
公助	・避難場所等の確保 ・建物の耐震化促進 ・減災に関する普及、啓発 ・地域において防災対策を 担う人材の育成	・消防隊等による消火、救助活動 ・食料、生活必需品等の供給 ・応急医療の実施 ・帰宅困難者対策	・ライフラインの復旧 ・災害廃棄物の処理 ・地域経済の復興支援 ・地域防災拠点の支援

第2節 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災研修

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、区職員に対し、防災に係る研修及び訓練等を行い、職員の防災・減災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力の向上を図ります。

2 区民への防災意識、減災行動の啓発

区及び消防署等の防災関係機関は、区民、地域及び事業者等を対象として、次に掲げる方法により、防災意識の高揚を図り、減災行動等について普及に努めます。

- (1) 区民生活・防災マップ、津波からの避難に関するガイドライン、啓発資料の広報紙の作成・配布
- (2) 防災講演会など、啓発イベントの実施
- (3) 区役所ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- (4) 区連会及び地域防災拠点管理運営委員会に対する情報提供
- (5) 地域への防災訓練等の指導

3 学校防災教育の推進

児童生徒の防災に関する知識を深めるとともに、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な 行動の仕方、清掃などの身近なボランティア活動等について、体系的・継続的な学校防災教育 を推進します。

また、学校とPTAの協力による訓練等の実施や、地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。

4 家庭防災員研修制度

市民を対象に、防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につける研修制度で、地域における防災の担い手として活躍できる「家庭防災員」として養成することを目指します。

5 横浜防災ライセンス

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を受講した防災ライセンスリーダーは、知識や技術等を生かし地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練等の場でリーダーとなり、地域防災力の向上を図ります。

第3節 区民の備え

1 家庭での備え

(1) 日頃から出火防止措置の推進に努めます。

- (2) 消火器などの消火用具を準備します。
- (3) 建物の耐震化や不燃化に努めます。
- (4) 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じます。
- (5) 危険なブロック塀などの改善に努めます。
- (6) 最低3日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品を 準備します。
- (7) 家族で震災時の役割分担、避難場所等の確認や連絡方法などを話し合っておきます。
- (8) 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備しておきます。
- (9) 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力を高めます。
- (10) 木造住宅密集地域において、感震ブレーカーを設置することによる延焼火災の防止に努めます。

2 地域での日頃の備え

(1) 隣近所の助け合い

災害発生時には誰もが要援護者となり得ることから、いざというとき、隣近所で助け合えるよう日頃からのつきあいを大切にします。

(2) 防災意識の向上

町の防災組織の活動を確認したり、地域の危険個所を調べたりするなど防災意識を高め、 自主的に防災訓練を実施します。

(3) 地域での備蓄

地域でも食料、飲料水や防災資機材等の備蓄をします。また、震災時に地域に潜在的にある資源の活用ができるよう、日頃から地域資源の把握に努めています。

第4節 事業所の防災対策

- 1 食料・飲料水やトイレパックの備蓄、オフィス家具の固定等震災対策を進めます。
- 2 事業所内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備など事業活動における継続計画を 予め定めます。
- 3 従業員との安否確認方法を定めます。
- 4 横浜駅周辺の事業者(鉄道関係者を含む)は、定期的に防災訓練を実施するなど安全確保に 努めます。
- 5 みなとみらい 21 地区の事業者は、一般社団法人横浜みなとみらい 21 を中心に、定期的に防 災訓練を実施するなど安全確保に努めます。

第5節 火災の予防等

出火した際には隣近所で協力して初期消火活動にあたることが必要ですので、地域の助け合い を基本とした地域防災力の向上に努めます。

第6節 防災訓練の実施

区民、事業所、防災ボランティア、防災関係機関の連携の強化と、災害対応力の強化を目的と して、図上訓練・実動訓練等の様々な防災訓練を実施します。

1 帰宅困難者対策訓練

市内最大の乗降者数を誇る横浜駅は、震災時には鉄道機関の運行停止等により、駅周辺を中心に大量の駅滞留者が発生し、混乱が予想されます。

区は鉄道機関関係者や横浜駅東口及び西口にそれぞれ設置されている共同防火防災管理協議会(以下「防火管理協議会」という。)と日頃から協力し、防災訓練を行います。

また、大規模集客施設の多いみなとみらい地区においても、地域、企業と連携した震災対策等の防災訓練を行います。

2 情報受伝達訓練

「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日~21日を中心とする期間内)に、区役所、防災関係機関、事業所、区民、防災ボランティア団体等が連携して、協力体制及び情報受伝達の強化を目的に実践的な訓練を行います。

第7節 ボランティアとの協力体制の確立

1 災害ボランティアセンター等との連携体制の強化

区ボランティア班は西区社会福祉協議会及び西区ボランティア連絡会等の間で役割等について協議し、日頃から顔の見える関係づくりを推進します。

2 災害ボランティアセンターの設置

区本部は、ボランティアセンターの設置について、西区社会福祉協議会と協議のうえ、西 区災害ボランティアセンターを設置します。

3 災害ボランティアセンターの活動

ボランティアの受入れやニーズ等の収集や調整は、西区社会福祉協議会、西区ボランティア連絡会及び区ボランティア班が協力して行います。

4 ボランティアが活動しやすい環境の確保

区本部ボランティア班は被災地の状況等を把握し、必要な情報を提供するなど、ボランティア活動が円滑に行えるよう連絡・調整を行います。

5 アマチュア無線非常通信協力会との連携

発災時には、区内の被害情報等を収集するため、区本部から横浜市災害対策本部(以下「市

本部」という。)を通じて「アマチュア無線非常通信協力会西区支部」に協力要請を行います。

このため、日頃から地域防災拠点訓練等においてアマチュア無線を活用した通信訓練等を通して、同支部と地域防災拠点及び区本部との連携・協力の体制づくりを推進します。

6 区における体制づくり

ボランティア活動は、被災した地域に入って展開されるため、災害ボランティアセンターが区単位で必要となります。区長は、震災発生時にボランティアニーズの把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、コーディネートをする区災害ボランティアネットワークや社会福祉協議会等の活動を支援します。

ア 顔の見える関係づくりの推進

震災発生時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、日頃から区役所、市民、地域のボランティア団体、区災害ボランティアネットワーク、NPO法人、地域防災拠点、社会福祉協議会等の関係者間で、顔の見える関係ができており、連絡調整や協力・連携が図りやすい体制となっていることが非常に大切です。

区長は平常時から、地域防災拠点運営委員会連絡協議会、区災害ボランティアネットワーク、ボランティア団体、区社会福祉協議会等と協力し、防災訓練や災害ボランティアセンター運営シミュレーション等を通じて顔の見える関係づくりを推進します。

イ 西区災害ボランティアネットワーク等との連携体制の強化

災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、横浜市(西区)、社会福祉協議会、 災害ボランティアネットワーク間での位置づけを協定書等により明確にします。

第5章 災害に強い地域づくり

第1節 自主防災組織の強化

1 西区災害対策連絡協議会(資料編 資料 10 「西区災害対策連絡協議会委員」参照)

災害対策連絡協議会は、住民組織、防災関係機関、行政等の代表者から構成され、住民の声を反映した防災対策を促進し、地域の状況を踏まえた、区域の総合的な防災対策を推進しています。

2 町の防災組織

震災時の被害を最小化するためには、初期対応が重要です。その初期対応を担う、地域が行う自主防災活動を支援するため、区役所、消防署が中心となり自治会・町内会等への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進め、地域防災力の向上を図っています。

町の防災組織は、次のような取組を実施します。

(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。

- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 出火の防止及び初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食給水に関すること。
- (9) 区民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。
- (10) 地域防災拠点との連携に関すること。
- (11) その他防災に関すること。

(モデル組織)

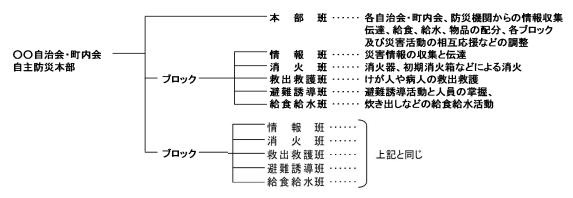
(例1)1ブロック(50世帯)の自治会・町内会を対象とした場合の自主防災組織と任務分担

(モデル組織)

(例1)1ブロック(50世帯)の自治会・町内会を対象とした場合の自主防災組織と任務分担



(例2)2ブロック以上の自治会・町内会を対象とした場合の自主防災組織と任務分担



3 地域防災拠点管理運営委員会

安全かつ秩序ある、地域住民の相互協力による避難生活が送れるよう、地域防災拠点ごとに、 地域・学校・行政等からなる地域防災拠点管理運営委員会(以下「運営委員会」という。)を 設置します。

(1) 平常時の主な活動

町の防災組織等と連携し、訓練や研修などに多くの住民が参加できる環境の整備と、要援 護者の見守り活動など、地域コミュニティを形成し、地域内での「顔の見える関係」を強化 していきます。 また、地域防災拠点訓練では、災害時の避難所としての効果的な開設・運営ができるよう、 区役所や防災ボランティア団体などと連携し、町歩きや防災リーダー育成を実施するなど、 地域防災力が向上するよう努めます。

(2) 災害発生時の主な活動

災害発生時には、被災者生活をおくる避難所としての基盤形成と、住民による救出・救護活動のための防災機材の備蓄、物資の要請・配布、在宅被災者への情報受伝達の拠点として機能できるよう、市職員の直近動員者や学校教職員等と連携して、地域防災拠点を運営します。

また、中長期化する被災生活においては、避難所での衛生面や被災者のこころのケアなど、行政・各種団体と連携した避難所を運営します。

(3) 地域防災拠点管理運営員会連絡協議会 (資料編 資料11「西区地域防災拠点管理運営委員会連絡協議会委員」参照) 運営委員会相互の緊密な連携を図るため、西区地域防災拠点管理運営委員会連絡協議会を 設置しています。

4 町の防災組織と地域防災拠点

(1) 役割

東日本大震災の教訓からも、多くの家屋の倒壊や流出時には地域防災拠点などの公的避難場所の他にも、集会所など、比較的小規模な場所で区民が任意で避難所を設置することが想定されます。このような被災地域の中では、町の防災組織と地域防災拠点が連携し、区民が任意で設置した避難所や在宅の被災者への情報受伝達・物資の集配など、地域コミュニティを活かした地域の共助で対応していくことが最も重要です。

そこで、平時からの自治会・町内会の各種委員の活動や、運営委員会などの地域コミュニティを災害時に連動できるよう、それぞれの横のつながりを確認し、効率的な共助の体制や自主防災力の強化を図っていくこととします。

(2) 町の防災組織及び地域防災拠点での地域訓練

ア 町の防災組織における訓練

地震発生直後は、自らの安全の確保などの「自助」から始まり、いっとき避難場所や地域防災拠点での「共助」につながっていきます。また、西区内においては、特に火災による被害が想定されているため、迅速な初期消火など初動対応が重要となります。

そこで、平時から自治会・町内会を中心とする町の防災組織で防災に関する啓発や、地域特性に応じた防災訓練を行い、住民個々の減災行動につなげていくこととします。また、町の防災組織と運営委員会が連携して、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めることとします。

イ 地域防災拠点訓練

地域防災拠点が災害時に「災害時における住民の避難生活の場所」、「災害に関する情報 収集・提供拠点」、「物資の集配拠点」、「住民による救出・救護活動拠点」の各機能を円滑 に行うためには、図上訓練の実施など、対応イメージが運営委員会で共有化され実動訓練 につなげていくことが重要になります。

実動訓練の実施に際しては、地域防災拠点訓練マニュアルを参考にするとともに、各地域防災拠点を担当する区役所職員が訓練の構成を支援して実施します。

第2節 要援護者支援対策

1 基本的な方針

地域の中には、要援護者(災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、 その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等)の方が暮らしています。

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた平時からの要援護者対策を推進します。

2 要援護者の事前対策

要援護者やその家族に対し、家庭内での要援護者の安全対策について周知するとともに、災害時においては誰もが要援護者となりうることから、地域ぐるみで「災害から地域住民を守る」ことについて普及啓発します。

また、日頃から、自治会・町内会、民生委員及び近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワーク等の支援体制づくりに努めます。

第3節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

利用者の安全を確保するため、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じ、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、夜間、休日など職員が少ない状態に おける災害対応についても配慮した訓練を実施します。

なお、訓練にあたっては、近隣の自治会・町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアと連携した訓練の実施に努めます。

また、地震への備えとして食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄します。

3 地域との連携強化

震災発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠であるため、近隣の自治会・町内会、事業者等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進します。

第6章 学校施設における安全対策の推進

児童生徒の安全確保を図るため、学校における安全対策を推進します。また、学校はこの防災 計画とは別に学校防災計画を定め、その計画に基づき行動します。

第1節 迅速な応急活動体制の確立

1 運営委員会との連携

学校長は、地域防災拠点運営の方法、役割分担、負傷者の応急救護体制、学校再開準備などについて協力するとともに、平常時から震災発生時には地域防災拠点となる事態に備えます。また、教職員は、地域防災拠点訓練マニュアルを活用した拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時に迅速かつ具体的に行動できるように準備します。

2 学校再開準備班の確立

学校長は、児童生徒の学習の場等を円滑に進めるため、運営委員会に学校再開準備班を設置 します。

第2節 児童生徒の安全確保体制の確立

1 防災教育・訓練の実施

小学生の児童に対しては「自助」を中心に、中学生(高校生)の生徒に対しては「自助」とともに「共助」の取組について、教材を活用した防災教育・訓練を行い、発達段階に合わせた継続的な防災教育を行います。また、教職員の研修会等を開催し、防災教育に関する指導力や震災時の防災対応能力を高めます。

2 保護者等の連絡体制の確保

学校長は、学区内の地域及び町内別に児童生徒数を把握しておくとともに、あらかじめ PTA と協議し保護者と連絡する方法や、地域の自治会・町内会等の協力を得て緊急時に登下校の安全経路、児童生徒の保護措置などの安全対策を確立します。

第7章 業務継続計画 (BCP)

BCPとは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時に市民生活への影響が大きい業務の継続と再開について、事前に準備しておく対応方針を計画として作成したものです。災害発生時には、横浜市業務継続計画(BCP)に基づき、災害対策業務を最優先し、徐々に平時の業務へ復帰することとしています。

第3部 : 応急対策

第1章 災害対策本部等の設置

第1節 区本部の組織・運営

- 1 区本部の組織
- (1) 区災害対策本部長

区災害対策本部長(以下「区本部長」という。)は区長をもって充てます。

(2) 区災害対策副本部長

区災害対策副本部長(以下「区副本部長」という。)は副区長、福祉保健センター長、福祉保健センター担当部長、土木事務所長、資源循環局事務所長、消防署長及び水道局中村水道事務所長をもって充てます。

(3) 地区隊長及び消防地区本部長

ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	土木事務所長
資源循環局事務所地区隊	資源循環局事務所長
水道局中村水道事務所	水道局中村水道事務所長

イ 消防地区本部部長は消防署長をもって充てます。

2 職務権限

(1) 区本部長

- ア 市長(市災害対策本部長(以下「市本部長」という。))の指揮命令により区本部の事務 を統括
- イ 区副本部長及び区本部各班長に対する指揮命令
- ウ 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請
- エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請

(2) 区副本部長

- ア 区本部長の補佐
- イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理(ただし、福祉保健 センター長を除く。)

(3) 各地区隊長及び消防地区本部長

- ア 所管する災害応急対策を実施
- イ 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応 ただし、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するた

め、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。

(4) 区本部各班長 (課長)

班員に対する指示

(5) 班員(係長、職員)

班長の指示に基づく災害応急対策

3 夜間・休日の対応

(1) 初期参集者及び区役所業務員

夜間、休日における災害等の緊急事態が発生した場合、初期参集職員は区役所業務員と協力して直ちに次の業務を行います。

- ア 地震情報の収集、庁舎内外の被害状況の把握及び市本部との連絡
- イ 区本部設置の準備業務
- ウ 通信機器、電源(発電機の起動)等の機能の確認
- エ 緊急連絡網による区長及び職員への連絡
- オ 西消防署、西土木事務所、戸部警察署等防災関係機関への連絡
- カ 職員参集の把握
- キ 危機管理システム、強震計ネットワークシステム、高度安全安心情報ネットワーク (A S I N) 等による被害状況の把握

(2) 区本部等と消防地区本部の連携

夜間・休日に大規模な災害等により被害が発生した場合、区本部等の体制が整うまでの間は、消防地区本部が区本部等に次の事項を実施します。

ア 初期情報の提供

消防地区本部から区本部又は区役所業務員に発災初期の情報を連絡します。

イ 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、市民、関係機関(警察署等)、庁内関連部署(土木事務所地区隊等)から収集した情報を消防地区本部で取りまとめます。

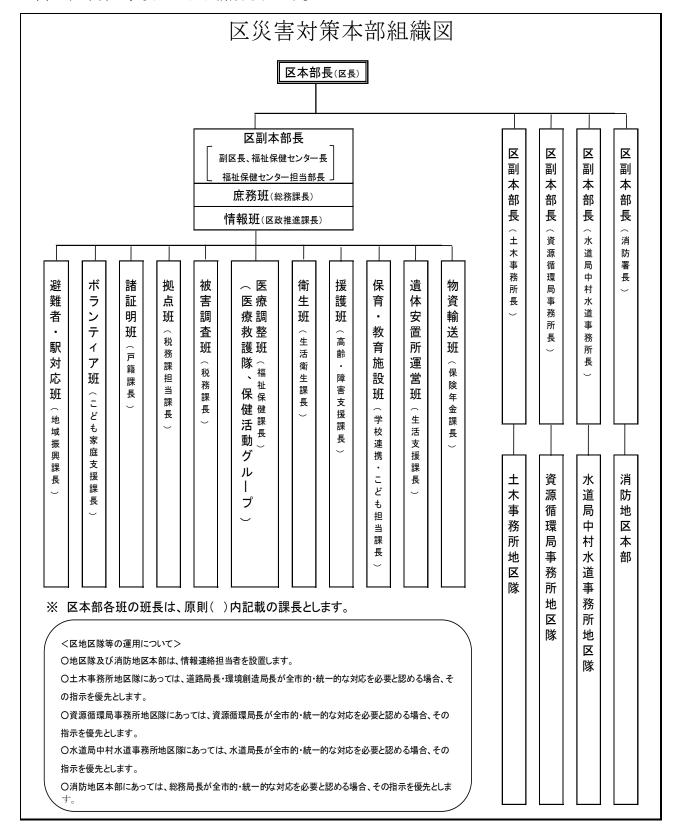
ウ 市民への情報提供

広報隊等により緊急情報(迅速な避難を事前に促すために必要な情報)を市民に提供します。

4 班体制及び事務分掌

(1) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、 被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。

- (2) 勤務時間外の初動体制では、参集した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (3) 区本部は、次のとおり構成されます。



	事務分	掌	
班	救助・救命期 (発災~3日)	応急復旧期 (4日~10日)	復旧期 (11 日目以降)
底務班 【最優先業務】	1 区本部のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	1~22 同左 23 区本の 第 24 区本に 3 第 24 日本の 24 日本	1~24 同左25 区災害復旧計画の定と。
情報班【最優先業務】	1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること。 2 被害状況(人的・物的)の集約に関すること。 3 応急対策活動の集約に関すること。 4 災害関連情報の広報活動に関すること。 5 通信機器等の保全に関すること。 6 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること。 7 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関すること。 8 指定管理施設の被害状況に関すること。	同左	同左

	事務分	掌	
班	救助・救命期 (発災~3日)	応急復旧期 (4日~10日)	復旧期 (11 日目以降)
避難者· 駅対応班 【優先業務】	1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設及び津波避難施設の避難者の把握に関すること。 2 補完施設の被災状況の把握に関すること。 3 避難者の安全確保に関すること。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関すること。 5 主要駅等での情報収集・広報に関すること。 6 被害情報等の収集・伝達に関すること。 7 帰宅困難者対応に関すること。 8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関すること。 9 帰宅困難者一時滞在施設の運営又は支援に関すること。 10 その他必要な事項に関すること。	同左	同左
ボランティア 班	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関すること。2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関すること。3 必要なニーズ等の広報に関すること。4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。	同左	同左
諸証明班	死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。	1 2 の作こ の発広こ 日倒曜成と 倒曜行報と 倒曜行報と 倒曜行報と は できに は できた は は できた は は できた は できたん は できた は できた は できた は できた は できたん は に は できたん は できたん は に は に は に は に は に は に は に は に は に は	1~3 同左 4 倒壊建物等 の罹災証明の 発行に関する こと。
拠点班 【優先業務】	 地域防災拠点の開設及び運営に関すること。 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況(死者、負傷者等)、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関すること。 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関すること。 避難者への対応に関すること。 地域住民への情報提供・広聴に関すること。 区民が任意に開設した避難所の把握に関すること。 	1~6 同左 7 避難者の生 活相談に関す ること。	同左

	事 務 分 掌		
班	救助・救命期 (発災~3日)	応急復旧期 (4日~10日)	復旧期 (11 日目以降)
被害調査班	1 区内の被害状況の調査に関すること。 2 応急危険度判定調査の支援に関すること。	13	の解体・撤去申請 の受付に関する
医療調整班【優先業務】	1 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること(区災害医療連絡会議の開催を含む。) 2 医療機関の被害状況の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること。 3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に関すること。 4 医療救護隊の編成及び診療に関すること。 5 他都市医療救護隊、多職種による受入れ調整に関すること。 6 医薬品、医療資器材等の調達に関すること。 7 患者搬送に係る連絡調整に関すること。 8 地域防災拠点等における保健衛生指導等に関すること。 9 被災者の保健活動及び保健活動グループに関すること。	1~9 同左 10 精神保健医 療相談に関する こと。	同左
衛生班	1 消毒及び衛生に関すること。 2 飲料水及び食品の衛生確保に関すること。 3 生活衛生に関すること。 4 動物の保護収容に関すること。	1~4 同左 5 感染症発生 時の消毒に関 すること。	同左

	事務分掌		
班	教助・救命期 (発災~3日)	応急復旧期 (4日~10日)	復旧期 (11 日目以降)
援護班【優先業務】	1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関すること。 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関すること。 3 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関すること。 4 要援護者の福祉避難所の受入に関すること。 5 その他要援護者の支援に関すること。	1~5 同左 6 被災に 間差 の	1 の援に〜 宅集と 災等と 再関 付と 高閉護関 5 応へに。災害に。被建す義に。祖鎖者す 急の関 害援関 災支る援関 避及のる同仮入す 弔護す 者援と金す難び移こ左設居る 金資る 生金。のる難び移と 住募こ 、金こ 活に 交こ所要送 住募こ 、金こ 活に 交こ
保育·教育施設班	1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関すること。 2 保育・教育施設等との連絡調整に関すること。 3 区本部庶務班との連絡調整に関すること。 4 市立保育所の園児の安全確保に関すること。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関すること。 6 市立保育所の保育の早期再開に関すること。 7 市立保育所の園児の引渡しに関すること。 8 緊急保育に関すること。	同左	同左
遺体安置所 運営班	1 遺体安置所の設置及び運営に関すること。 2 行方不明者の把握に関すること。 3 関係機関(県警、医師会、歯科医師会)との調整に関すること。	1~3 同左 4 引取人のい ない焼骨に関 すること。	同左

	事 務 分 掌		
班	救助・救命期 (発災~3日)	応急復旧期 (4日~10日)	復旧期 (11 日目以降)
物資・輸送班	1 区集配拠点の設置及び運営に関すること。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関すること。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関すること。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関すること。	1〜4 同左 5 不足救援物 資等の把握に関 すること。	同左
土木事務所地区隊	1 道路の被害状況の把握に関すること。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 緊急輸送路等の確保に関すること。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関すること。 5 河川、下水道管きょ、公園緑地の被害状況の把握に関すること。 6 河川、下水道管きょ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関すること。 7 工事箇所の保全に関すること。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関すること。	同左	同左
資源循環局 事務所地区隊	1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関すること。 2 巡回による被害状況、避難場所等、道路等の情報収集・提供に関すること。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関すること。 4 トイレ対策班への応援に関すること。	同左	同左
水道局中村水 道事務所地区 隊	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関すること。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関すること。	同左	同左

第2節 西区災害対策本部等の設置

1 西区災害対策本部の設置

区本部長は、次の場合、速やかに西区災害対策本部(以下「区本部」という。)を設置し、 直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、被災区民等の救助やその他災害応急対策を実施 し、被害の発生を最小限に止めます。

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」(東海地震予知情報)が発令されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (4) 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると区本部長が認めたとき。

2 西区災害対策警戒本部の設置

次の場合、区本部は西区災害対策警戒本部(以下「区警戒本部」という。)を設置します。

- (1) 気象庁から東海地震注意情報が発表されたとき。
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき(浸水が予測されている区のみ)。

3 警戒体制

次の場合、区本部は、警戒体制をとります。

- (1) 市域において震度4又は震度5弱の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- (2) 気象庁から「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表されたとき。

4 区本部の代替施設

区本部長は、区庁舎が地震の揺れによる被害等で使用できなくなり、本部を設置できない場合、次の施設を代替施設として使用します。

施設名	所在地	
西地区センター・西公会堂	横浜市西区岡野一丁目6番地41号	

第3節 区本部の廃止・縮小

区本部長は、区域において応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は「警戒宣言」「津波警報」「大津波警報」が解除されたときは、市本部長の承認を得て、区本部を廃止・縮小します。

第2章 職員の配置・動員

第1節 職員配置計画

1 区本部設置時の配備体制

本市職員は、区本部が設置された場合等は、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

2 勤務時間内の職員配置

区本部長は、所属職員を班ごとに配備、任務を命じます。

なお、円滑な活動を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の 任務分担を変更して、別の任務を命じます。

3 勤務時間外の職員配置

区本部長は、早期参集者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする班に 配置することができます。

【発災初動期に最も優先する業務】

- (1) 区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- (2) 被害情報の集約
- (3) 区本部としての活動の意志決定
- (4) 市本部との連絡調整

4 初動期における災害応急対策の実施

(1) 原則として発災から 72 時間までは、災害応急対策を最優先業務とし、職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を行います。

なお、災害応急対策を最優先業務とする期間については、被害等の状況に応じ、区本部長 が市本部長と協議の上、短縮又は延長します。

(2) 区本部は、災害対応とともに被災者支援上必要な業務を継続します。

5 区等への応援体制

- (1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。
- (2) 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

第2節 職員の動員

本市職員は、動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段(自家用車を除く。)を用いて、直ちに参集します。また、動員時に地震の安否情報及び参集情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

なお、職員は参集中に被害状況等の把握に努めることとし、参集途上で把握した被害状況又は 災害情報は、動員先の上司に報告します。特に、病院、道路、橋等の重要施設の被害は、詳しく 報告します。

第3章 情報の収集・伝達

この章では、必要な情報を迅速かつ正確に収集し、伝達(報告)、共有するために必要な事項について定めます。

第1節 情報受伝達方針

- 1 発災直後は、区本部は、正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断材料とします。
- 2 防災関係機関や市民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- 3 災害時広報は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極 的に実施します。

第2節 情報受伝達体制

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示すあらゆる通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努める。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) ホットライン
- (4) 加入電話及び庁内電話
- (5) 衛星携帯電話
- (6) 防災用携帯電話
- (7) アマチュア無線等
- (8) 情報収集員の派遣

2 情報収集員

地区隊長、各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡にあたらせます。

また、区本部長は、必要に応じ、情報収集員1名以上を市本部に派遣し、区本部との情報連

絡にあたらせます。

第3節 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

本市に震度5強以上の地震が発生した場合においては、市本部と区本部との情報受伝達はホットラインの活用を原則とします。

ホットラインが使用できない場合及び他施設との情報受伝達については本市の無線通信網を 活用することとし、次いで加入電話及び庁内電話、防災用携帯電話、パソコン・携帯電話の E メールなど、あらゆる通信手段を活用することとします。

2 区本部の報告

区本部長は、次の情報を収集し、市本部に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報事項

人的被害や、火災の状況、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や 巡回、住民からの通報等により収集します。

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

(3) 最終報告

被害の状況が最終的にすべて明らかになった時点で、被害最終報告をします。

3 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録します。

また、事後の振り返り・検証等のため、活動内容を記録・整理し、保存しておくとともに、 必要に応じて、写真・ビデオ等による記録を行います。

第4節 災害時広報

区本部長は、住民の不安の解消やデマによる混乱を防止し、市民生活の安定化を図るほか、被 災者の生活再建を促進することをねらいとし、保有するさまざまな通信手段を活用し、被害情報、 応急対策活動等の状況及び生活関連情報等を広報します。

1 災害時広報・報道の内容

時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、避難勧告・指示情報、応急対策 活動等の状況、医療情報、ライフライン等の状況及び生活支援情報等について、広報を行いま す。

また、区本部長は、被害情報の収集及び伝達について、災害時非常無線通信の協力に関する協定に基づきアマチュア無線網を利用するため、その無線局及び会員に協力を要請します。

2 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は、情報の軽重に応じ市本部が行います。

第5節 広聴活動

1 臨時区民相談室の開設

被災者の生活相談や援助業務の一環として、区本部等において臨時区民相談室を開設し、 要望、苦情等を聴取し、災害活動に反映させます。

2 災害時コールセンターへの情報提供

市本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がるので、必要な情報を提供し問合せに対応します。

3 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制 等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切 な伝達に努めます。

また、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

第4章 消火・救助及び救急対策

第1節 応急活動体制の確立

消防は、市域における震度 5 強以上(気象庁発表)の地震の発生や、災害の状況により、消防局長が必要と判断したときは「震災対策消防本部体制」を発令し、全員配備発令時には、非勤務職員を所属動員又は所属直近動員により効果的に参集させ、併せて消防地区本部体制を確立させます。

第2節 警防活動の基本方針

震災発生時に消防が行う災害応急活動は、次のとおり人命の安全確保を最優先とします。

1 消火活動の優先

最も人命に対する被害を増幅する火災に対し、非常用消防車を含めたポンプ隊の運用及び消防団、町の防災組織、企業自衛消防隊等との連携による火災の早期鎮圧及び拡大防止を図ります。

2 人命の救助、救急活動

震災時には、火災、家屋の倒壊、崖崩れ等による人身災害に対し、救助隊、救急隊及び消防 団等の人員、資機材を活用し、人命の安全確保に努めるものとします。

3 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民が当該街区から避難が完了するまで火災の鎮圧と 拡大防止を図ります。

第3節 応急活動

1 初期の情報収集活動

初期の情報収集活動は、消防機動二輪隊及び高所見張員等を活用し、これに基づき応急活動を行うとともに、各関係機関に連絡します。

2 消火活動の原則

地震発生後の火災状況が消防力を下回るときは、早期に消防隊等を集中させ一挙鎮圧を図り、 また、火災状況が消防力を上回るときは、次の原則に基づき選択防御により消火活動を実施し ます。

- (1) 重要防御地区優先の原則
- (2) 消火有効地域優先の原則
- (3) 市街地火災優先の原則
- (4) 重要対象物優先の原則
- (5) 住民の安全確保優先の原則

3 人命救助、救急活動の原則

救助・救急活動は、次の原則に基づき実施します。

- (1) 救命活動優先の原則
- (2) 緊急度・重症者優先の原則
- (3) 幼児・高齢者優先の原則
- (4) 火災現場付近優先の原則
- (5) 救助、救急の効率重視の原則
- (6) 大量人命危険対象物優先の原則

4 関係機関等との連携

(1) 警察・自衛隊・海上保安庁

救助事象等に対しては、現場において、それぞれの機関の指揮者間で活動区域、分担等の 調整を行います。

(2) 横浜建設業防災作業隊

救助活動に対しては、消防機関が指揮を担当します。

第4節 消防団活動

1 活動体制

地震が発生した場合は、消防団の全機能をあげて、早急に活動体制を確立し、事前計画に基づく効率的活動をなしうるよう努めます。

(1) 震災対策消防団本部等の設置

消防本部に震災対策消防本部体制が発令された場合は、次により震災対策消防団本部及び 震災対策分団本部を設置します。

なお、市域における震度 5 強以上の地震発生(横浜地方気象台発表)に伴い消防局の本部 体制が発令された場合においては、事前命令による動員とします。

(2) 消防団員の動員

消防団長は、地震発生に伴う震災対策消防本部体制・全員配備が発令された場合、全団員 を動員します。

2 災害応急活動

消防団の災害応急活動は受持区域優先を原則とし、消防地区本部、消防隊等と連携を密にして活動を実施します。

また、消防団員は参集途上において、情報の収集及び出火防止、初期消火の呼びかけを実施します。

第5節 区民の活動

区民は、火災が発生し又は延焼のおそれのある場合や、救助・救急を必要としている人がいる場合は、町の防災組織と近隣住民が相互に協力するなど、地域の助け合いを基本とした初期消火活動及び救助・救急活動を実施します。

また、初期消火は家庭や街頭等に備える消火器や学校のプール、河川等の水を活用し、救助・ 救急活動については、地域防災拠点等に備蓄している防災機材等を活用し、実施します。

第5章 医療救護等対策

第1節 活動体制

1 指揮体制

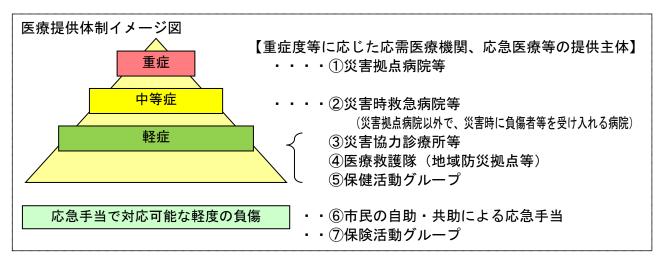
発災時、医師会、歯科医師会、薬剤師会等からなる西区災害医療連絡会議の委員(以下「医療連絡会委員」という。)及び区本部の医療調整班(以下「区医療調整班」という。)は、市本部の応急対策部に設置する医療調整チーム(以下「市医療調整チーム」という。)と連携しながら、災害医療にあたります。

2 区役所の体制

- (1) 福祉保健センター長は、区医療調整班を統括し、区医師会等と連携して災害時の医療調整活動を実施します。
- (2) 区医療調整班と市医療調整チームは区庶務班及び本部運営チーム統括班を介することなく、指示、要望等を行うことができます。ただし、それらの事項については、速やかに区庶務班及び本部運営チームに報告するものとします。
- (3) 区本部医療調整班は、必要に応じて、区災害医療アドバイザーから助言等の支援を受けるものとします。
- (4) 平時から区内の医療関係団体や災害拠点病院などが参画する「西区災害医療連絡会議」を 設置し、情報共有を行います。
- (5) 区役所各課に配属されている保健師、助産師、看護師、准看護師及び医療ソーシャルワーカーは、配属先の災害対応業務とは別に区医療調整班に集約し、被災者に対する保健活動を行うとともに、緊急を要する場合については医療活動にも従事します。

3 医療提供体制

負傷者等の緊急度や重症度に応じた医療体制とし、特に、災害拠点病院が重症者に十分に対応できるよう、重症者以外の負傷者はその程度に応じて、災害拠点病院以外の医療機関や医療救護隊、市民による自助・共助等、分担して応急医療を実施します。



4 医療救護隊等の編成等

区医療調整班は地域防災拠点等での診療及び保健活動を行うために医療救護隊及び保健活動グループを編成します。

(1) 医療救護隊の参集基準

震度6弱以上の地震が観測された場合は、区医師会、区薬剤師会、看護職等による医療救護隊が編成されます。また、参集基準に満たない震度であっても、応急救護が必要と認める場合は、速やかに医療救護隊の編成を要請します。

(2) 医療救護隊の編成

医療救護隊は以下の編成基準に基づき1隊5人程度を基本としますが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変な編成に努めます。

医師	看護師及び 准看護師	薬剤師	業務調整員
1~2人	1~2人	1人	1人

(3) 医療救護隊の動員場所

医療救護隊の参集箇所は西区休日急患診療所とします。

(4) 医療救護隊の活動

医療ニーズや医療救護隊数等に応じて、診療場所を固定して行う定点診療と、担当地域内 を巡回診療する方式を組み合わせて、地域防災拠点等の避難所で初期医療を提供します。特 に被害が甚大な地域には集中的に医療救護隊を派遣します。

(5) 保健活動グループの活動

巡回等により保健活動を実施する中で要援護者の健康状況等を把握して必要な支援を行い、在 宅要援護者についても区医療調整班及び市医療調整チームと連携を図り、支援を行います。

5 搬送体制等の確保

負傷者等の搬送については、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通部の車両、 医療機関の車両、市民の共助を得た搬送等、考え得る全ての手段を講じて行います。

第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制

1 医薬品等の備蓄

- (1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品(消毒液、包帯、絆創膏等)を配備します。
- (2) 区役所及び休日急患診療所に医療救護隊用の医薬品等を備蓄します。
- (3) 区内の薬局に医療救護隊用の医薬品等を備蓄します。
- (4) 医療救護隊が地域防災拠点等で診療を実施する際は、区役所や休日急患診療所に備蓄した 医薬品等を携行します。また、薬局に備蓄した医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区医療調整 班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

2 医薬品等の供給

備蓄医薬品等が不足する場合は、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社との協定に基づき、市医療調整チームが各区の指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請します。

3 医療情報の提供

(1) 医療機関情報

区医療調整班は、医療連絡会委員及び市医療調整チームと連携し、区内の診療可能な 医療機関名、処方可能な薬局等の情報を収集します。

(2) 在宅療養患者情報

区医療調整班は、人工透析・在宅酸素療法・在宅 I V H 等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市医療調整チームに報告します。

4 歯科医療体制

災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて、歯科医療に関する情報収集を行うための情報 収集班及び救護のための巡回診療班を編成します。

項目	編成	基準	活動
横浜市歯科医師	1 情報収集班	歯科医師2人	1 情報収集班
会による歯科医	2 巡回診療班		地域歯科医療機関の被災状
療体制	歯科医師	歯科衛生士	況等の情報収集を行います。
	2人	3人	2 巡回診療班
	必要に応じて歯科技コ		地域防災拠点等において、
			巡回診療を実施します。

第3節 災害に備えた取組

迅速かつ確実に、応急医療活動を行うために、平常時から区災害医療連絡会議の開催や災害対応訓練の実施、医療救護体制に関するマニュアルの整備等を実施します。

また、地域防災拠点においては、学校防災計画に基づく災害時の保健室の提供など、災害医療 体制の円滑な運営に向けた協調体制を確保します。

第6章 広域応援活動拠点

自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点となる施設は、原則として次の表のとおりとします。

広域応援活動拠点

県立保土ケ谷高校(保土ケ谷区)、県立保土ケ谷公園(保土ケ谷区)、 三ツ沢公園(神奈川区)、根岸森林公園(中区)

※活動拠点として使用しない場合は、避難場所等や物資集積所等として活用します。

第7章 避難者対策

人命への危険性が高まる事態が発生した場合、市民の生命と身体を災害から守るため、次により安全かつ迅速に避難活動を実施します。

第1節 避難活動

1 避難勧告及び避難指示 (緊急)

(1) 発令

避難勧告及び避難指示(緊急)(以下「避難勧告等」という。)は、地震発生後の災害の拡大により住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に、市本部長又は区本部長が発令します。

(2) 伝達及び広報

住民への避難勧告等の伝達及び広報は、西区避難勧告等判断・伝達マニュアル及び庶務班活動マニュアルに基づき区本部を構成する職員(区本部職員、土木事務所地区隊、消防地区本部、その他各地区隊など)が連携し、避難勧告等の公示、ツイッター、ホームページ、広報車、職員の派遣等により伝達及び広報を実施します。また市本部により、津波警報伝達システム、Lアラート、防災情報 Eメール、Yahoo!防災速報、緊急速報メール、サイレン、広報車、ヘリコプター、報道機関への発表などあらゆる手段を活用して対象地域の全戸伝達を原則として実施します。

(3) 報告及び連絡

ア 市本部への報告

区本部長は、避難勧告等を発令したときは、市本部に対し、速やかに報告します。

イ 関係機関等への連絡

避難勧告等を発令したとき、区本部長は、西消防署及び戸部警察署等の関係機関に対し、 その内容を通報します。

(4) 解除

区本部長は、避難の必要がなくなった場合は、避難勧告等を解除します。

2 警戒区域の設定

区本部長は、地震発生後に、二次災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に おいて、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災 害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対 して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命じます。

第2節 被災者の避難・受入れ

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった被災者等が避難して きたときは、次により被災者の受入れを行う。

なお、身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」(盲導犬、聴導犬、介助犬)の同伴・ 使用については、同法に基づき対応します。

1 被災者の避難・受入れ

(1) 避難場所等

ア 地域防災拠点

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が、避難 生活を行い、地域防災拠点以外の在宅被災者や自治会・町内会館などの任意の避難所に避 難している住民が、物資や情報を入手します。

イ 補充的避難場所

避難者数等の増加により、地域防災拠点の収容能力が超える場合には、補充的避難場所 を開設します。

ウ 福祉避難所

介護等が必要な要援護者等については、区本部(援護班)が福祉避難所を開設し、区本 部長が必要と認めた要援護者等について、受け入れを行います。

(2) 避難・受入割り当て

避難・受入にあたっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従いますが、被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入を行います。

(3) 避難・受入期間

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまで の間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

(4) 在宅被災生活者及び任意の避難者

自宅で被災生活を送る被災者(以下「在宅被災生活者」という)及び地域防災拠点などの公的避難場所以外で、発災後、市民が任意に設置した避難場所(車中泊避難を含む、以下「任意の避難場所」という)で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報や物資をそれらの収集、提供及び配付等の拠点となる地域防災拠点から得ることを基本とし、その対応は次のとおりとします。

- ア 地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等に、被災生活を送っている場所、避難者の 住所・氏名及びその他必要事項を報告します。
- イ 地域防災拠点に集まる情報や物資を入手するため、地域防災拠点運営委員会、自治会 町内会等と調整を行います。

ウ 情報や物資の提供等が不要となった場合は、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会 等へ、その旨を連絡します。

2 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

(1) 開設

市内1か所以上で震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したときは、区本部拠点班、 学校連絡調整者、運営委員会委員は速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認し た後、地域防災拠点を開設します。

(2) 閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期(おおむね3日以内)、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、区本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点の閉鎖・統合・避難者の集約等を決定します。

また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災拠点の閉鎖について総合的に判断、決定します。

(3) 避難者の受入支援

拠点班等職員や運営委員会だけでは、避難受入体制が不十分である場合、教職員もその役割を担い避難者の受入れに必要な対応を行います。

3 教職員における地域防災拠点開設の対応

(1) 児童生徒在校時(勤務時間内)

地域防災拠点開設が決定された時点で、横浜市学校防災計画に基づき、「避難支援班」に 指定されている教職員は学校が避難所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や 運営委員会委員と連携を図り、児童生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で、運営に携わ ります。

(2) 休日・夜間等(勤務時間外)

- ア 連絡調整者(各学校3名指名)は、いち早く学校に参集し、学校長・副校長が到着する までの間、教育委員会事務局や区本部、運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動 対応を行います。
- イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、拠点開設・運営に従事 し、その後もその2名については、避難支援班として拠点運営に従事することを原則とし ます。
- ウ 参集状況に関わらず、速やかに拠点を開設するために、日頃から地域防災拠点ごとに具体的な開設・運営マニュアルの整備及び訓練の実施により、誰でも地域防災拠点の開設支援を行えるようにします。

4 地域防災拠点の管理・運営支援

地域防災拠点の運営は、地域住民等により構成する運営委員会を中心とした相互扶助によって行うことを基本とし、避難者全員がこれに協力します。

区本部長は、食料、飲料、生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態など被災者、避難生活、ペット同行避難等に係る情報を拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに市本部被災者支援チームとの総合的な連絡調整を行います。

(1) 運営委員会

運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校等の三者で構成されており、住民・ 行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりです。

区分	主 な 役 割
地域住民	地域防災拠点の開設及び運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配 布、避難所での相互扶助、防犯パトロールなど
行政	地域防災拠点の開設・運営支援、避難場所の安全性の確保、避難者名簿の管理(災害時安否情報システム)、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校等	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設・運営支援など

(2) 避難生活の維持、管理

運営委員会は、安全かつ秩序ある地域防災拠点運営の維持に努める。運営委員会の主な活動は次のとおり。

- ア 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
- イ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導
- ウ 防災資機材等を活用した救出・救護
- エ 避難者の中で負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等で援護を必要とする人の把握・援護
- オ 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生
- カ 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し
- キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
- ク 地域防災拠点以外の避難者への情報提供、救援物資の要請受付
- ケ 区ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボラン ティアニーズの把握、情報提供
- コ 防犯パトロールの実施
- サ 「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づいた対応
- シ その他必要事項

また、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおりです。

対象	運営上の配慮すべき項目		
	・ 地域防災拠点運営への女性の意見の反映(運営委員に女性を入れる、拠点班等職		
	員が女性の視点を代弁する等)		
	・ 女性への性暴力等を防ぐための防犯の強化		
	・ トイレを安全・安心に利用できる工夫(男女別の設置、設置場所、設置場所まで		
女性	の経路、照明等の工夫)		
	・ プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保		
	・ 女性用物資の女性による配布		
	・ 妊婦に対しての配慮(休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見		
	た目で妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等)		
乳幼	・ 授乳スペースの確保		
児・子	・ 泣き声への対応(専用スペースの確保等)		
ども	・ 子どものプレイルームや学習スペースの確保		
	・ 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化		
	・認知症等への配慮		
	・ 生活不活発病(※)の予防、早期発見と対応		
高齢者	・ オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応(男女別の専用スペースの確		
	保等)		
	・ 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保		
	・ 支援のためのスペースの確保(行動障害など)		
	・ 視覚・聴覚・知的障害など障害の特性に応じた情報伝達の対応(音声、文字情報、		
	コミュニケーションボード等)		
	内部障害者の福祉用具などの個別ニーズの把握		
	・障害ごとの個別ニーズの把握		
	・ 知的障害者や発達障害者など、個々に応じた行動障害への配慮(周囲の理解、環		
障害者	境の配慮や専用スペースの確保等)		
	ᇛᇢᇬᄡᄴᇩᅔᆙᆂᇻᄚ		
	障害の特性に応じた配慮 「時党」言語時まりはおのなり		
	聴覚・言語障害→情報の確保 視覚障害→行動の支援補助 はたてのよる。 はない はない はんだい おおばない おおばない		
	肢体不自由者→歩行や生活の支援補助 内部障害者→薬の投与や通院治療補助		
	知的障害者→環境の配慮 精神障害者→治療と服用の補助 コープログランド・スタル・天を時間のではなった。 オープログランド・スタル・スタル・スタル・スタル・スタル・スタル・スタル・スタル・スタル・スタル		
	・・その他、重複障害の方を含め、個別のニーズに合わせた配慮が必要です。		
	・避難所標識の工夫(ピクトグラム、簡易な日本語等)		
外国人	・ 通訳ボランティアの確保		
	・日本人との生活習慣の違いへの配慮		
感染症	・ インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止する		
患者等	ため、感染症患者等の専用スペースの確保		

※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

5 補充的避難場所の開設及び運営

(1) 開設及び運営

区本部長は、多数の避難者で地域防災拠点のスペースが不足した場合、又は地域防災拠点が機能しない場合等においては、区内の他の公共的施設等を避難所として開設します。この場合、避難所の運営は地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難者全員が参加するものとし、その他の必要事項は、地域防災拠点に準ずることとします。

(2) 対象施設

別に用途を指定した施設を除く公共施設等

第3節 要援護者の避難と援護対策

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

1 市民、地域等の役割

町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合いを基本とし、地域ぐるみで震災から要援護者を守るため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等が行政、関係団体等と相互に連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行います。

2 援護対策の基本方針

- (1) 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し、適切な措置を講じます。
- (2) 地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者については、福祉避難所での受入れを行います。
- (3) 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努めます。
- (4) 高齢者・障害者等要援護者に対しては、早期に生活全体の安定を図る施策を実施すること が必要であり、その視点で幅広く対応します。
- (5) 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施するともに、的確な情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携協力してきめ細かい援護を展開します。
- (6) 地域防災拠点単位で、要介護状態にならないための取り組みを行います。

3 援護体制の確保

区本部長は、拠点班、援護班、健康福祉部各班(福祉施設担当)等から要援護者の状況を的確 に把握し、速やかに必要な援護を行います。

- (1) 区本部拠点班は、運営委員会、地域のネットワーク等と連携し、要援護者の状況を把握し、 区本部援護班に報告します。
- (2) 区本部援護班は、区で保管している災害時要援護者名簿を活用し、地域の自主防災組織等と連携しながら、災害時要援護者の安否確認・状況把握を行います。

また、区内の民間福祉事業者に協定等に基づく協力要請を行い、災害時要援護者の安否についての情報を収集します。

4 援護の実施

(1) 地域防災拠点での援護

- ア 障害に応じた配慮・支援の実施
- イ 要援護者の状況把握等
- ウ 巡回健康相談等の保健活動
- エ 要援護者用スペース等の確保
- オ 福祉避難所での受入れが必要な要援護者の把握・決定
- カ 高齢者へのコミュニティスペースの開放
- キ 妊産婦・母子の健康維持等
- ク その他必要な援護

(2) 在宅の要援護者等への援護

ア 在宅の要援護者の状況把握

区本部援護班は、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係 者及び地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認・状 況把握を行います。

また、民間福祉事業者からの情報を収集し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえ、適切な救護策や必要な福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

イ 在宅の要援護者の支援活動

区本部医療調整班保健活動グループは、在宅要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、区本部援護班や市本部医療調整チーム等と連携し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供・調整します。

(3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部長(援護班)は、要援護者や仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定します。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームへルプサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

なお、西区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を 要請し、健康福祉局長が必要な連絡調整を行います。

第4節 福祉避難所の開設及び運営

1 福祉避難所の開設及び運営(資料編 資料6「西区福祉避難所一覧」 参照)

福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能させることができるよう 必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。

(1) 社会福祉施設等(入所、通所型)

社会福祉施設等における福祉避難所の開設及び運営は、施設職員が行います。

なお、福祉避難所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区本部(援護班) はボランティア等の受入窓口に協力を要請します。

(2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受入れが十分でないときは、市民利用施設 を福祉避難所として開設し、要援護者を受け入れます。

福祉避難所の開設は、施設職員及び区本部援護班が連携して行います。

なお、運営については、原則として家族及びボランティア等による自主運営を基本として、 区本部援護班が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じます。

2 受入れの決定

福祉避難所での受入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。その際、要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し受入施設を決定します。

- (1) 各施設が保有する専門分野での支援のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、障害者施設は障害者を、児童施設は児童を受け入れることを原則とします。
- (2) 入所型の社会福祉施設等は、原則として、重度の要援護者を対象とし、受入れにあたっては、緊急入所によるものとします。
- (3) 通所型の社会福祉施設等及び市民利用施設等は、福祉避難所としての受入れを行います。
- (4) 西区内の施設だけでは受入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受入 施設の調整を健康福祉局(地域福祉保健班)に要請します。

3 要援護者等の福祉避難所

(1) 高齢者

地区センター(区本部支援施設となった施設を除く)、地域ケアプラザ、老人福祉センター、その他高齢者福祉施設のうち、区本部長が指定する施設

(2) 障害者

地域活動ホーム、その他障害者福祉施設、児童福祉施設等のうち、区本部長が指定する施設

第8章 警備と交通対策

第1節 大地震が発生した場合の警備対策

発災時、警察は総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施する ことにより、被災地における治安の万全を期することとします。

1 警備体制の確立

警察は大地震の発生と同時に戸部警察署に警備本部を設置し、事案の規模及び態用に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行います。

また、警察署警備本部と区本部は必要に応じてお互いに所要の要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

2 災害応急対策の実施

警察は、次の応急対策を実施します。

- (1) 避難誘導等
- (2) 交通規制
- (3) 二次災害の防止のための危険場所等の調査
- (4) 無人化した商店街や避難所の定期的な巡回による社会秩序の維持

第2節 大地震が発生した場合の交通対策

警察は地震発生後、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

また、交通規制状況を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両及び現場警察官による広報を積極的に実施します。

第9章 緊急輸送対策

大地震が発生した場合、人員、物資等の輸送は、災害応急対策の基幹となることから、緊急輸送路等の道路啓開を最優先に行います。

第1節 輸送路の確保

- 1 道路の通行機能の確保
- (1) 緊急巡回·点検

横浜建築業防災作業隊(以下「作業隊」という。)は、震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送路等のあらかじめ定められた路線、区間について巡回し、西土木事務所地区隊に被害状況を報告します。西土木事務所地区隊は、区民からの通報や作業隊からの報告による 緊急輸送路等の重要な被害箇所及び構造物の点検を行います。

(2) 道路被災状況の把握・伝達

西土木事務所地区隊は、緊急輸送路等の被害について、通行止めや応急措置を作業隊に指示するとともに、把握した情報をまとめて、道路局(情報収集班)に報告します。

(3) 道路啓開の実施

西土木事務所地区隊及び作業隊は、市本部の道路啓開方針に基づき、緊急輸送路等について、警察、消防等と連携し、路上障害物の除去、応急的な対策等の道路啓開を行い、必要な通行帯を確保します。

※道路啓開を行う路線については、P16「第2部災害予防 第3章 緊急輸送体制の整備」を参照

2 西区の緊急交通路指定想定路(資料編 資料12「西区緊急巡回・点検路線図」参照)

被災者の救助等の災害応急対策用車両の通行する道路として、県公安委員会が次の道路を指定しています。

- (1) 国道 1 号線
- (2) 国道 16 号線
- (3) 神奈川1号横羽線
- (4) 横浜生田線

第2節 輸送車両等の確保

輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が保有し又は直接確保できるもの(自動車(緊急通行車両)、バイク、自転車、組み立て式リヤカー等)を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部運営チームに調達を要請します。

また、災害時における協定締結者である(一社)神奈川県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車 運送協同組合神奈川県支部等による自動車等の調達を要請します。

第10章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索

1 捜索活動

市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の 疑いのあるものの捜索について、警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関に協力を要請して遅 滞なく実施します。

2 行方不明者の把握

区本部長は捜索が必要とされる者の届出窓口を開設するほか、死亡者名簿と避難者名簿の確認を行うなど、警察と相互に情報を共有しながら行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努めます。

3 後方支援活動

- (1) 区本部長は、防災関係機関、町の防災組織、運営委員会等の自主防災組織の協力を得て、 捜索活動のための後方支援(警備、交通整理、広報等)を行います。
- (2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部 に報告するとともに、必要な協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、次に挙げる事項を特に心掛け、行動することとします。

- ・遺体は丁重に取扱うこと
- 各関係機関と連携した円滑な対応を行うこと
- ・遺族の感情に配慮すること

1 関係機関との連携

(1) 神奈川県警察

検視を担当する県警とあらかじめ協議し実施体制等を確立するとともに、平常時から定期 的に訓練を実施します。

(2) 葬祭業者

遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき、遅滞なく実施します。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗等に配慮した環境を早期に確立します。

また、遺体安置場所は葬祭業者と連携して、広報等により遺族が身元確認しやすい環境を 整備します。

2 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所の機能は震災で亡くなられた遺体を一部保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

(2) 施設の指定

区本部長は、区スポーツセンター等の公共施設又は民間施設等を遺体安置所として、あらかじめ指定するものとします。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の 保管、身元確認、棺等の納棺 用品の保管等を行います。	横浜市平沼記念体育館

(3) 遺体安置所の開設・運営

- ア 多数の遺体の発生が想定される場合は、県警と協議し、遺体安置所を早期に開設します。
- イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していないときは、他区 への応援派遣等の支援を行います。
- ウ 平時から各施設状況に応じ遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認のうえ、遺体安 置所設営マニュアルを作成します。

(4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

遺体情報は、市本部でも一元的に管理し、早期の身元判明につながるよう、市外からの問合せへの対応、区民や各遺体安置所への情報提供を実施します。

3 遺体の取扱い

(1) 遺体の発見と通報

発見者は、災害現場での遺体発見の情報について、直ちに所轄の警察署又は所管の警察官 に通報します。

また、区本部長は西消防署、戸部警察署など防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努めます。

(2) 遺体の搬送

遺体は警察等関係機関と協力し区本部が設置、又は、指定する遺体安置所へ搬送します

(3) 遺体安置所等での取扱い

遺体は警察による検視及び医師による検案を行い、その後遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、納棺します。

(4) 身元確認と遺体の引渡し

- ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人 の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引 き渡します。
- イ 身元不明遺体については、区本部長は遺体及び所持品を写真撮影するとともに、特徴等 を記録し、遺留品を保管します。
- ウ 区本部長は、遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を公表し、遺族等の早期発見に努めます。

(5) 死亡者数の確定と広報

死亡者数の計上にあたっては、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有し確定します。 遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、上記の共有情報を もとに警察と協議のうえ、統一的に行います。

4 火葬

- (1) 区本部長は、健康福祉局長が実施する火葬のため、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、協定に基づき (一社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による輸送を要請します。
- (2) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、 応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第11章 物資等の供給

第1節 応急給水

水道施設が被災したときは、配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、配水 池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。その後、逐次速やかに復旧工事を行 い各戸給水まで回復させます。また、プールの水、井戸水等も生活用水として利用を図ります。

- 1 水道局が行う応急給水(資料編 資料1「西区災害時給水所」参照)
 - 給水できる主な災害時給水所は次のとおりです。
- (1) 配水池
- (2) 災害用地下給水タンク
- (3) 緊急給水栓

2 区本部が行う応急給水

- (1) 備蓄している水缶詰の配布
- (2) 地域防災拠点等の受水槽等に残っている水の給水を行う市民への支援
- (3) 災害用地下給水タンクに応急給水装置の設置・運用を行う市民への支援
- (4) 水道局が地域防災拠点や休日急患診療所に運搬給水を行った後の、避難者等への水の配布
- (5) 応急給水実施場所の案内
- (6) プール及び災害応急用井戸からの直接給水(生活用水として使用します。ただし飲用不可)
- (7) ひとり暮らし高齢者への運搬給水の調整(住民、ボランティアへの応援依頼)

第2節 物資の供給

震災により住家等に被害を受け、食料と自炊手段を失った被災者に対して、速やかに物資の供給を実施します。

1 供給方法

(1) 発災直後からおおむね3日間

発災直後は、避難所の避難者のニーズの把握又は、区本部及び避難所からの物資要請が困難になる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部物資チームは物資の要請がなくても必要物資を確保し、避難所に供給します。

(2) 発災から4日目以降

区本部は、避難所の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部に要請します。

2 供給対象者

物資供給の対象者は、避難所の被災者、住家に被害を受けたことにより炊事ができない者、 旅行者、滞在者、災害応急対策に従事する者のほか、区本部長が必要と認める者とします。

3 物資の確保と配分

(1) 非常用備蓄の優先

市民の備蓄食料等の消費を最優先とします。

(2) 地域防災拠点の備蓄利用

地域防災拠点防災備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い、利用します。

(3) 区役所及び方面別備蓄庫等からの供給

区本部は、地域防災拠点等の備蓄物資に不足が生じた場合、市本部物資チームに対し物資 等の供給を要請します。

(4) 物資配付の優先順位

区民は、物資が公平に分配されるよう相互に協力し、優先順位の基本は次のとおりとします。

- ア 要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等)及び子ども
- イ 地域防災拠点の避難者
- ウ 任意の避難場所の避難者及び在宅被災生活者
- エ その他 (帰宅困難者等)

4 食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する食料等が不足する場合は、必要な品目・数量を把握し、市本部 物資チームに調達を要請します。

第3節 救援物資の受入れ・配分

区本部長は、「救援物資受入・配分マニュアル」に基づき、ボランティア等の協力を得て物資の受入・配分を実施します。

また、市本部で締結する各種協定に基づいた関係機関への協力について、市本部長へ要請します。

第4節 物資集配拠点

西区の物資集配拠点は、パシフィコ横浜展示ホール(市物資集配拠点と併用)とします。

第12章 災害廃棄物の処理

第1節 基本的な考え方

大規模災害発生時には、家庭などから排出される災害廃棄物の処理が進まず、生活再建の支障 となり、被災者の心身の大きな負担となります。このため、災害廃棄物への早期の対応が重要と なります。

1 災害廃棄物の範囲(災害廃棄物の定義)

(1) し尿

避難場所等の仮設トイレの汲み取りし尿

(2) 災害ごみ(生活ごみ・避難所ごみ、片付けごみ)

家庭、事業所、地域防災拠点等から排出される解体廃棄物及び津波堆積物以外のもの

(3) 解体廃棄物(災害がれき)

損壊した建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材、金属くず等

(4) 津波堆積物

津波によって堆積したもの

2 し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等におけるし尿処理は、緊急に解 決しなければならない重大な問題の一つであるため、早急に「トイレ対策」を実施します。

また、倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」(破損した 家具や食器等)が、無秩序に排出されると早期の復旧・生活再建の妨げになることから、「燃 やすごみ」等とは区別して、別途収集します。

なお、解体廃棄物、津波堆積物の処理については復旧・復興期に対応します。また、事業系 ごみは費用等も含め事業者自らの責任において資源化や環境に配慮した適正な処理を行いま す。

第2節 トイレ・し尿対策

1 地域防災拠点における対応

(1) 学校の既存トイレの使用

学校の使用可能な既存のトイレを優先的に利用します。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プールの水及び水再生センター処理水を水洗用水として活用します。また、破損した排水設備については、民間事業者の協力を得て補修します。

(2) 備蓄仮設トイレの設置及び使用

- ア 災害時に下水配管が損傷した場合は既存トイレの使用を禁止し、備蓄仮設トイレを利用 します。なお、くみ取り式と下水直結式の両方の仮設トイレを備蓄している地域において は、下水直結式を優先して利用します。
- イ 備蓄仮設トイレの設置にあたっては、男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、 照明等、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行 います。
- ウ 備蓄仮設トイレが設置されるまでの間又はトイレが不足する場合は備蓄トイレパック を利用します。また、備蓄仮設トイレが不足する場合には、区本部からの要請に基づいて 収集事務所等に備蓄されている仮設トイレを配置します。
- エ 備蓄トイレパックは既存トイレにセットし、利用します。また、和式トイレの利用が難しい人のために、既存和式便器に備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用します。
- オ 備蓄仮設トイレは地域防災拠点運営委員会が組み立て、設置します。

(3) 仮設レンタルトイレ

区本部は、各地域防災拠点の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・下水道復旧見通しを把握し、仮設レンタルトイレの必要台数を資源循環局に報告します。また、仮設レンタルトイレの撤去の要請についても区本部から資源循環局に連絡します。

2 広域避難場所による対応

広域避難場所が利用される場合には、仮設トイレとして、備蓄している簡易テント、簡易式トイレ便座を設置し備蓄トイレパックを利用します。

3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者の一時滞在施設等の既存トイレが使用できない場合は、当該施設に備蓄している トイレパックを使用するほか、不足する場合には周辺の帰宅困難者用備蓄庫等からトイレパッ クを運搬し利用します。

4 仮設トイレの管理

- (1) 仮設トイレの清掃管理は地域防災拠点運営委員会が行います。
- (2) 地域防災拠点運営委員会はトイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を区本部に連絡し、区本部は環境創造局へ報告します。

5 し尿くみ取り対策

地域防災拠点の仮設トイレのくみ取り作業は、発災後2日目から開始します。なお、通常の くみ取り作業は2週間停止して地域防災拠点における収集を行います。

第3節 家庭系ごみ対策

1 生活ごみ・避難所ごみの収集

生活ごみ・避難所ごみの収集は、被災状況に応じて、発災からおおむね 72 時間までに開始することとします。収集にあたっては、避難者の衛生環境を良好に保つため、地域防災拠点等を最優先で実施します。

なお、ごみの分別については、「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平常時と同様とし、発災から1か月程度は「燃やすごみ」を最優先に収集します。

2 片付けごみの収集

倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」(破損した家具や 食器等)が無秩序に廃棄され、生活衛生環境の悪化だけでなく、収集作業や緊急車両の進入を 阻害することが懸念されるため、「片付けごみ」は、「生活ごみ」とは区別し、別途収集します。

第13章 学校活動と保育

第1節 発災時の学校長(園長)の対応

- 1 児童生徒及び園児の安全確保
- (1) 児童生徒及び園児在校時の対応
 - ア 学校長(園長)は、地震発生後、直ちに、児童生徒及び園児の安全確認、被災状況の確認を行い、その状況を教育長及び区本部長に報告するとともに、状況に応じた学校の防災計画に基づいた適切な措置を講じます。
 - イ 学校長(園長)は、児童生徒及び園児の預かり、引き渡しについては、原則次のとおり とします。
 - (ア) 横浜市立小学校・中学校・特別支援学校

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる(留め置く)こととします。

(イ) 横浜市立保育園

保護者が保育園に引き取りに来るまで園で預かる(留め置く)こととします。

(2) 児童生徒及び園児在宅時の対応

学校長は、参集した教職員に、児童生徒の安否及び被災状況を確認させるとともに、人 員不足が想定される地域防災拠点の運営等を支援させます。

2 児童生徒の避難行動

(1) 通級指導教室、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ等の避難行動

「児童生徒の預かり」を原則とし、保護者が学校に引き取りに来るまで学校に留め置くこととします。

(2) 放課後児童クラブ(学童クラブ)における避難行動

あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等(放課後児童クラブ・小学校も含む)の安全な場所を避難場所に決めておきます。また、避難場所に保護者が引き取りにくるまで、指導員等の管理下で「児童の預かり」を原則とします。

3 発災後の休校期間

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校 とします。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能 とします。

第2節 学校教育の再開

学校の教育再開にあたり、地域防災拠点に指定され、避難場所が引き続き開設されている場合は、学校の再開に関して、避難住民や地域住民などと必要な事項について協議を行います。

第3節 保育の早期再開

区本部長は、区内の市立保育所施設長(以下「施設長」という。)に対し、保育士をあらかじめ 定めた配置につけ、児童の安全確保、施設の管理、保育の早期再開に向けた活動などの応急活動 を命じます。また、こども青少年局長と協議し、私立保育所の被害状況や、市内の被害状況等か ら、必要と認められるときは、代替施設での臨時保育等を検討し、実施します。

施設長は、地震発生後、速やかに、施設設備及び周辺の被害状況等を調査し、被害状況を区本 部長及びこども青少年局長に報告します。

第14章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 公共施設における応急対応

1 利用者等の安全対策、避難誘導

各施設の管理責任者(指定管理者を含む)は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため必要と認められるときは、最寄りの避難場所等やその他安全な場所(施設内を含む)に利用者等を避難誘導します。また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して、避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図ります。

2 応急措置

(1) 出火防止措置

各施設の管理責任者は、直ちに出火防止措置を講じます。万一火災が発生したときは、直ちに所轄消防署に連絡するとともに初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期します。

(2) 被災状況の把握と報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を市本部(施設管理部局)及び区本部の2箇所に報告します。

(3) 避難者受入れの報告

各施設の管理責任者は、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直 ちに市・区本部に報告します。

第2節 土木施設の応急対応

土木事務所地区隊は、震災により、道路、橋りょう等が被災したときは、消火、救出救助、物 資輸送等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限にとどめるため、速やかに応急復旧を実 施します。

第4部 : 復旧·復興対策

第1章 市民生活の安定・復旧

第1節 被災者の生活援護

各種の支援制度については、平常時から広く市民等に周知するとともに、災害時にも広報手段 を活用した「横浜市被災者支援に関する各種制度」を広報し、迅速かつ適切な被災者支援に努め ます。

1 生活相談

関係各局長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問合せ、相談、要望等に対応します。(ここでは、市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになった時点とします。)

区本部長は、臨時区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等 に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金等の支給等

(1) 被災者等に次の弔慰金等の支給等を行います。

名 称		対象者	種別
災害 (災害 明慰金) (災害 明慰金の支給等に関する) (災害 明慰金の 支給等に関する) (災害 明慰金の 対策を) (災害 明認金の 対策を) (災害 所能な) (災害 明認金の 対策を) (災害 所能な) (災害 所能な	' 生 七	生計維持者が死亡した場合	支給(500 万円)
条例)	遺族	その他の者が死亡した場合	支給(250 万円)
災害障害見舞金 (災害弔慰金の支給等に関する	精神又は身体 に著しい障害 を受けた者	生計維持者が重度の障害を受けた場 合	支給(250 万円)
条例)		その他の者が重度の障害を受けた場 合	支給(125 万円)
被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法)	・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体) ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯		基礎支援金 (50 万〜100 万円) と 加算支援金 (50 万〜200 万円) の合計額を支給
災害援護資金 (災害弔慰金の支給等に関する	世帯主が災害によ ね1か月以上の場	り負傷し、その療養に要する期間が概 合	貸付 (150 万~350 万円)
条例)	住宅または家財の概ね3分の1以上の損害があった場合		(150 万~350 万円)
生活福祉資金 (災害を受けたことにより臨時 に必要となる資金)	低所得世帯 (災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資 金の貸付対象となる世帯は適用除外)		貸付 (150 万円を限度)
横浜市災害見舞金・弔慰金 (横浜市災害見舞金・弔慰金交 付要綱)	・住家に被害を受 ・市内で事業を営 た方 ※弔慰金に関して 適用された場合	支給 (1万~10万円)	

- (2) 義援金の配分は、「義援金事務マニュアル」にそって、「義援金募集配分委員会」が決定し、 区本部長が指定する場所で適正に配分します。
- 3 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等(資料編資料13「市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等」参照) 災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の 減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

第2節 被災者の住宅確保及び応急修理

1 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第4条第1項に定める救助の一つであり、原則として、 県知事が実施します。市長は、県知事の行う応急仮設住宅の供与の実施に協力します。

なお、災害救助法第13条の規定により、県知事が必要であると認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市長に委任することができ、その場合、市が応急仮設住宅を建設し、供与します。

また、応急仮設住宅の供与方法としては、建設仮設住宅または民賃借上仮設住宅(みなし仮 設住宅)によるものとします。

(1) 本市に委任を通知された場合の対応

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、市本部に関係局から職員を配置した「応急仮設住宅建設等推進室」を設置し、避難者の住宅確保を推進します。

(2) 区本部の役割

区本部は、「応急仮設住宅建設等推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設仮設住 宅候補用地の状況確認、入居者募集と選定、建設仮設住宅の維持管理及び入居者支援等を行 います。

2 入居者の選定等

(1) 入居対象者

震災により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれか に該当する者とします。

- ア 住家が全焼、全壊又は流出した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者又は特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、県が示した入居基準のもとに市が行います。

3 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ、 相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区役所と健康福祉局及び建築 局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

4 住宅の応急修理

区本部長は、災害救助法が適用され住宅の応急修理が必要となった場合、応急修理申込書の 配布及び受付を行い、それを建築局長に報告します。

第3節 解体廃棄物・津波堆積物の報告

- 1 区本部長は倒壊した建物等の情報を市本部長へ報告します。
- 2 解体作業及び収集運搬、処理処分について、本市が必要と認めた場合、区本部長(被害調査 班)は市民より提出される申請を受け付けます。

第2章 被害認定調査と罹災証明

区本部長は、「震災時の被害認定(火災を除く)及び罹災証明発行の手引き」に基づき、被害認 定調査及び罹災証明の発行を行います。

第1節 被害認定調査

被害認定調査は、発災後、区域全体の被害状況を把握するための初期調査、発災後おおむね4 日目以降からり災建物を個々に調査する第1次調査、おおむね20日目以降から、第1次調査の 判定結果を不服とする再調査申請に伴う再調査(第2次調査)を実施します。

調査の判定結果(全壊、大規模半壊、半壊等)により、各種支援制度の支援内容が異なることから、区本部長は積極的な広報を行い、調査への協力・理解を呼びかけるとともに、公平かつ公正な調査を実施します。

第2節 罹災証明書

罹災証明書は、災害救助法及び被災者生活再建支援法や市税の減免を実施するにあたって必要とされる住家等の被害程度について、被災者の救済を目的として発行します。発災後おおむね20日目以降から、住家の罹災証明書を優先して発行します。

第3節 被害認定調査及び罹災証明の分担

被害認定調査及び罹災証明は、次の分担で行います。

区分	担当部署	証明権者
火災・消火損	消防地区本部	西消防署長
倒壊建物等	区本部	西区長

第3章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を活かした復興を行うこととし、震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

西区においても、市長を本部長とする震災復興本部と調整を行い、区別整備計画等を策定し、震 災復興事業を進めることとします。

第5部 : 帰宅困難者対策

第1章 主要駅等における混乱防止対策の充実

地震発生直後は、鉄道機関の運行停止等により、主要駅や大規模集客施設、繁華街等では多数 の滞留者や帰宅困難者が発生します。帰宅困難者の安全の確保及び近隣地域の混乱を防止するた め、主要駅等における混乱防止対策を推進します。

第2章 事前対策

第1節 混乱防止対策の推進

横浜駅周辺地区混乱防止対策は、鉄道事業者、駅周辺事業者、所轄警察署、市役所、区役所等により構成する横浜駅周辺混乱防止対策会議(以下「混乱防止対策会議」という。)において、情報受伝達マニュアル等の整備や定期的な防災訓練を実施するなど、平常時から連携強化を図ります。

なお、関係機関の横浜駅周辺地区における混乱防止対策の推進は、混乱防止対策会議で作成した「地域の対応ルール」の考え方及び「帰宅支援マップ」に基づき進めます。

第2節 一時避難対策(資料編 資料8「西区帰宅困難者一時滞在施設一覧」 参照)

区長は、地震により発生が予想される横浜駅周辺の大勢の駅滞留者の一時避難対策として、岡野公園(津波警報発令時以外)、沢渡中央公園、みなとみらい地区を一時避難場所として指定しています。

また、横浜駅周辺では、時間の経過と共に多くの帰宅困難者の発生が予測されます。そのため、横浜駅周辺の滞留者の安全確保を目的とし、市長は帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。

第3節 帰宅困難者の発生抑制に関すること

企業等の事業所は、交通機関途絶時の従業員の留め置きや時差帰宅に努めます。

第4節 備蓄品の確保について

帰宅困難者への支援として、帰宅困難者一時滞在施設等に、食料・飲料水・アルミブランケット・トイレパック等を備蓄します。また、企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

第3章 避難者対策

発災後の地震に関する情報収集、滞留者及び帰宅困難者等への対応や避難対策等については、 混乱防止対策会議で作成した、「地域の対応ルール」及び「帰宅支援マップ」に基づき各関係機 関が連携して行うことを基本とします。

第1節 区本部の対応

1 避難誘導

区本部長は、駅等に避難者・駅等対応班を派遣し、市本部、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察、(一社)横浜みなとみらい21等と連携し、駅等周辺の滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、災害情報等の広報及び一時避難場所への避難誘導等を実施します。

2 帰宅困難者一時滞在施設の支援

「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」等を利用して、区本部と帰宅困難者一時滞在施設 との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を行います。

また、文化観光局長はパシフィコ横浜・国立大ホール及び横浜アリーナに職員を派遣し、一時滞在施設を開設するとともに、区本部避難者・駅等対応班や市本部帰宅困難者対策チームと連携し、食料、飲料、情報等の提供を行います。

第2節 関係機関の対応

1 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難 誘導を行うとともに、施設内に待機できる場所の確保が可能な駅においては、帰宅困難者の受 入れ等を実施します。

また、必要に応じ、徒歩帰宅を支援する情報提供や、一時避難場所や一時滞在施設への案内又は誘導、代替輸送手段等を確保します。

2 企業等の事業所の対応

企業等の事業所は、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等の従業員の施設内待機を 図り、災害関連、公共交通機関の運行状況等の情報提供や必要に応じた備蓄物資等の提供を実 施します。

また、共助の観点から外部の帰宅困難者(来社中の顧客や施設周辺にいた帰宅困難者)の受入 れに努めます。更に、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動(特に要援護者の保護等)を実施し ます。

3 帰宅困難者一時滞在施設の開設

市本部又は区本部は、地震又は風水害その他の災害により鉄道が運行停止し、多くの帰宅困難者が発生した場合、市長が事前に指定した帰宅困難者一時滞在施設に対し、開設の要請ができます。

帰宅困難者一時滞在施設が開設された時は、区本部から帰宅困難者一時滞在施設に対し、情報提供等を行います。

4 徒歩帰宅者への支援

ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等は徒歩帰宅者の支援拠点(水道水、トイレ、災害関連情報の提供等)として協力します。





災害時帰宅支援ステーションステッカー

災害時徒歩帰宅者支援ステーションステッカー

第6部 : 津波対策

第1章 津波対策の基本

第1節 津波の予測

国の中央防災会議において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべき」との考え方を示し、更に津波対策を構築するにあたっては、減災レベルの津波、防護レベルの津波を想定することを基本としました。

1 減災レベル(※1)の津波の想定(L2レベル)

本市における津波の想定は、平成 23 年度に神奈川県が設置した津波浸水想定検討部会で想 定した津波を用いることとします。

このうち、津波避難対策の対象とする減災レベルの津波は、本市に最大の浸水域及び浸水深が予測されている「慶長型地震」による津波とします。

※1 発生確率は低いが、巨大な津波をもたらすもので、ソフト面での対策を進めるもの。

2 防護レベル(※2)の津波の想定(L1レベル)

東北地方太平洋沖地震以降、神奈川県が公表している津波浸水予測図によれば、慶長型地震 以外の地震による津波でも市域が浸水することが予測されており、県など関係自治体と協議を 進めてきました。その結果、防護レベルの津波は「元禄型関東地震(行谷モデル)」による津 波とします。なお、防護レベルの津波とは、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波 の高さは低いものの、大きな被害をもたらす津波のことを言います。

※2 発生確率は高いが、津波高はそれ程高くなく、ハード面での対策を進めるもの。

第2章 予防対策

地震発生後、時を移さずして、津波は沿岸地域を襲いますが、減災レベルの津波をはじめ防護 レベルを超える津波に対しては、それを防御することが極めて困難なため、「逃げる」ための避 難対策を推進し、あわせて防護レベルの津波に対する「被害を防ぐ」対策でこれを補強するもの とします。

津波予防対策として、避難場所・経路や津波警報伝達システム(次頁参照)など住民への情報 伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザ ードマップ (の作成・周知に努めるほか、)を活用し、地震防災上必要な教育及び広報を推進す るものとします。

津波情報伝達システムとは?

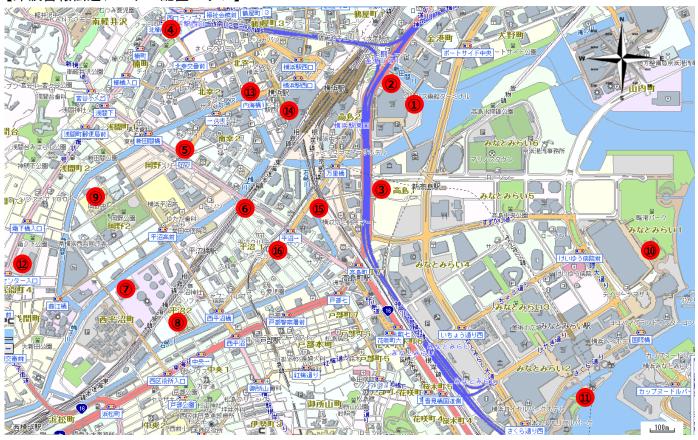
大地震による津波の発生が予想される場合に、津波による浸水が予測される区域に対し、区民の 皆様が少しでも早く避難行動がとれるよう、屋外スピーカーを使って避難を呼びかけるもので、区 内 16 箇所に整備しています。

【設置個所】

- ①横浜駅東口バスターミナル付近(路上)
- ②高島二丁目東口第2駐輪場
- ③高島一丁目国道脇(路上)
- ④首都高横浜駅西口出口付近(路上)
- ⑤岡野町交差点付近(路上)
- ⑥平沼橋付近(路上)
- ⑦平沼さわやか公園
- ⑧平沼小学校

- 9岡野中学校
- ⑩臨港パーク
- ⑪日本丸メモリアルパーク
- 22西スポーツセンター
- ③内海橋付近(路上)
- (4)相鉄口交番付近(路上)
- ⑤浅山橋付近(路上)
- 16平沼一丁目付近(路上)

【津波警報伝達システム配置マップ】



【津波警報伝達システム放送内容】

大津波警報(10m < 津波の予想高さ)

- 1 サイレン4回鳴動
- 2 放送文

『大津波警報、 大津波警報、 大津波警報、 大津波警報』

- 3 サイレン4回鳴動
- 4 放送文

『巨大な津波が来ます。 巨大な津波が来ます。』

- 5 サイレン4 回鳴動
- 6 放送文

『高いところへ避難。 高いところへ避難。』

- 7 サイレン4 回鳴動
- 8 放送文

『ツナミ、ツナミ、ツナミ』

(1セット目:英語、2セット目:中国語、3セット目:韓国語)

- 9 サイレン4回鳴動
- 10 放送文

『高いところへ避難。』

(1セット目:英語、2セット目:中国語、3セット目:韓国語)

- 11 サイレン4回鳴動
- ※3回繰り返し放送
- ※津波の予想高さが 10m 未満の場合は、4及び5はなし

津波注意報 (0.2m ≤ 津波の予想高さ ≤ 1m)

1 サイレン

2回鳴動

2 放送文

『津波注意報、 津波注意報、 津波注意報、 津波注意報』

- 3 サイレン2 回鳴動
- 4 放送文

『海から離れてください。 海から離れてください。』

- 5 サイレン2 回鳴動
- ※3回繰り返し放送

第1節 住民・行政の予防対策

1 減災レベルの津波に対する災害予防対策

緊急速報メールや津波警報伝達システム等による情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップを活用し、早期避難の実施に向けた訓練や広報等の対策が重要です。

(1) 津波避難場所・施設の指定

浸水が予測されている区域から、安全な高台や建物におおむね 10 分以内に避難できるよう、地域と連携しながら、津波避難場所・津波避難施設の確保に努めます。

(2) 情報伝達手段の整備

津波警報・大津波警報などが発令された場合、避難対象区域周辺にいる住民や観光客等に 迅速な周知を可能とするため、津波警報伝達システム、防災情報Eメール、Yahoo!防災速報、 緊急速報メール、広報車など複合的な手段を用いた広報活動に努めます。

(3) 津波に関する意識啓発

「津波からの避難に関するガイドライン」や津波避難情報板、海抜標示などを活用し、防 災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識を啓発します。 また、啓発にあたっては次の事項について周知徹底します。

(一般的事項)

- ア 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた ときは、テレビやラジオなどで直ちに情報を入手するとともに、海抜5メートル以上の高 台、又は鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を 目安に避難します。
- イ 津波発生の恐れがある場合、いち早く海岸や河口から離れることが基本だが、特に津波 到達までの時間が短いと予測される場合は、「遠いところ」ではなく、「高いところ」へ避 難することを心がけます。
- ウ 車を使用せずに速やかに避難します。(ただし、自立歩行が困難な要援護者等が避難する場合、またはその他やむをえない事情がある場合を除きます。)
- エ 可能な限り、周囲に呼びかけながら避難します。
- オ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わず、直ちに海岸や河川から離れ、近づかないようにします。
- カ 津波の到達時間は、震源や地域によって差はあるが、数分で到達することがあることを 理解しておくとともに、第一波到達後も、津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、 津波警報又は津波注意報解除まで気をゆるめないようにします。

(4) 訓練

沿岸地域住民等が早期かつ迅速に避難・退避できるよう、津波からの避難に適した経路や 高台、建物などを把握するための避難訓練などを時間や季節など様々なケースを想定しなが ら実施します。

2 地域防災拠点の代替施設

「慶長型地震」の津波の浸水域では、岡野中学校地域防災拠点が、津波被害により使用できない可能性があるため、代替施設として神奈川県立横浜翠嵐高等学校を指定し、震災時の避難場所を確保します。

第3章 災害応急対策等

津波による被害、特に人的被害を防止するためには、できるだけ早い情報伝達と早期避難の実 施が最優先です。

第1節 大津波警報、津波警報、津波注意報等発表時の措置

- 1 大津波警報、津波警報、津波注意報、又は津波予報の発表
- (1) 気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分(一部の地震※については最速2分以内)を目標に津波警報等を発表します。
 - ※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが 迅速に求められる地震

(出典:横浜市防災計画「震災対策編」)

警報・注意報	解説	発表される 津波の高さ	
の分類	丹牛 古兀	数値 表現	定性的 表現
大津波警報	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難 ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除される まで安全な場所から離れないでください。	10m超 10m 5 m	巨大
津波警報	津波による被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難 ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除される まで安全な場所から離れないでください。	3 m	高い
津波注意報	海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸 から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解 除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりし ないようにしてください。	1 m	(表記しない)

(注)

- 1) 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表します。
- 2) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等を解除します。 このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した 場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続するこ とや留意事項を付して解除を行う場合があります。
- 3) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

2 防災体制

(1) 災害対策本部等の設置

地震の発生等により災害対策本部が設置されている場合は、その体制とします。

災害対策本部を設置するに至らない場合(市域に地震による揺れがなかった場合を含む。)は、 次の体制とします。

津波予報の種別	市	区
津波注意報が発表されたとき	市災害対策警戒本部	区災害対策警戒本部
津波警報が発表されたとき	市災害対策本部	区《年分本十句
大津波警報が発表されたとき	巾火舌刈泉本部	区災害対策本部

(2) 災害対策本部等の廃止

ア 津波注意報、津波警報又は大津波警報解除が発表されたとき

イ 津波による被害の応急対策がおおむね完了したとき

(3) 警戒本部の構成区局及び配備体制

津波注意報に伴う警戒本部の構成区局は、原則として次のとおりとします。

局	政策局、総務局、環境創造局、港湾局、消防局、道路局
区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ケ谷区、磯子区、金沢区

3 津波警報又は大津波警報発表時の初動体制

津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表され、市内に震度 5 強以上の地震が発生していない場合は、原則として職員はあらかじめ定められた動員先に参集し、災害対応を行うものとします。

4 津波警報又は大津波警報発表時の勤務時間内外の動員先

(1) 震度5強以上の地震が発生かつ、津波警報及び大津波警報が発表された場合、動員対象者 はあらかじめ定められた動員先に動員することとします。

なお、津波が到達し、地域防災拠点が津波の浸水区域に所在する場合は、区本部に動員す

ることとします。

(2) 震度5強以上の地震は発生していないが、津波警報又は大津波警報が発令された場合、次のとおり動員するものとします。

ア 区職員

所属する職場

イ 局職員(区本部直近動員及び拠点直近動員) 区災害対策本部

5 津波警報等の収集、伝達

(1) 施設等への伝達収集

区は市危機管理室より津波警報等、及び、横浜地方気象台の発表する地震・津波情報等の 伝達を受けたときは、津波警報伝達システム、構内放送、広報車(安全の確保ができた場合) 等を活用し、次の施設等に対して迅速かつ確実に伝達を行います。

- ア 区内の公園等の施設利用者
- イ 沿岸住民
- ウ 海浜利用者等

区は、地震を感じたときは直ちにテレビ、ラジオからの情報に注意し、的確な情報収集に 努めます。また、西消防地区本部が実施する沿岸地域及び河川流域の巡回警戒結果について、 積極的に情報収集します。

(2) 伝達

区及び西消防地区本部は、津波警報受伝達システム、広報車(安全の確保ができた場合)、 放送施設、サイレン等により、沿岸住民、河川流域周辺住民等に大津波警報、津波警報、 津波注意報、及び横浜地方気象台の発表する地震・津波情報等の伝達及び津波避難施設や 沿岸から離れた高台等への避難を広報します。

第2節 避難対策等

1 避難勧告等

避難勧告等は、津波警報伝達システム、防災情報 E メール、Yahoo!防災速報、緊急速報メール、サイレン、広報車、ヘリコプター、報道機関への発表、地域への連絡などあらゆる手段を活用して、市民の皆様に伝達します。

なお、本市では、原則として、津波警報が発表された場合は避難勧告、大津波警報が発表された場合は避難指示(緊急)を発令することとします。

2 避難対象地域

避難対象区域は、神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波による浸水予測区域と、さらに 河川遡上による影響を詳細に把握するため本市が実施した検証において浸水の可能性がある とした区域を合わせた地域とします。

【避難対象区域が含まれる町丁一覧】

西区				
岡野一·二丁目	高島一·二丁目	浜松町	南幸一·二丁目	
北幸一·二丁目	中央一·二丁目	平沼一·二丁目	南浅間町	
楠町	戸部本町	みなとみらい一・二・六丁目		
桜木町4~6丁目	西平沼町	みなとみらい五丁目		
浅間町1~5丁目	花咲町4~6丁目			

3 津波からの避難(資料編 資料12「西区津波避難施設(公共・民間)」 参照)

地震による大きな揺れを感じた場合、テレビ及びラジオ等で区民自らが津波警報などの情報を入手することに努め、津波警報などの情報を得たときは、直ちに避難する事を判断し、海抜 5 m以上の高台、又は鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の 3 階以上を目安により早く、より高い場所へ避難することとします。

第7部 : 東海地震事前対応計画

第1章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置 第1節 警戒活動体制

1 区本部の設置準備

区長は、判定会の招集情報の伝達又は報道に接したときは、警戒体制をとるとともに、区本 部の設置準備に入ります。

2 区警戒本部の設置

(1) 組織構成

区警戒	本部長	副区長
構	成	副区長が編成する班及び資源循環局事務所、土木事務所、水道局地域サービスセンター及び消防署をもって構成する。

(2) 区警戒本部会議

区警戒本部会議 の 開 催	1 区警戒本部長は、活動方針の伝達、災害応急対策の協議のため、 必要に応じて構成員を招集し区警戒本部会議を開催する。 2 必要と認めるときは、構成する所長又は消防署長に対し、情報 収集・伝達のための職員の派遣を要請する。
職員の派遣	1 区警戒本部を構成する所長又はセンター長又は消防署長は、区 警戒本部長からの要請又は必要と認めるときは、所属職員の中か ら情報収集を行う者を指名し、区警戒本部に派遣する。 2 区警戒本部長は、必要に応じて、市災害対策警戒本部に職員を 派遣し、情報を収集する。
関係者の出席	区警戒本部長は必要に応じて区災害対策連絡協議会の構成機関等の 出席を求める。

(3) 主な対応

主 な 対 応	1 区庁舎内に区警戒本部を設置する。 2 東海地震注意情報に関する情報収集・伝達 3 区警戒本部及び署所の職員配備状況の把握 4 発災時の対応要領の検討(区本部設置準備) 5 その他必要な措置
構成署所等の対応	所管する応急活動の準備を実施するとともに、区警戒本部長の災害 応急対策準備の指示又は要請に応ずる。ただし、所管局長の命を受 け応急活動準備を実施するため区警戒本部長の指示又は要請に応じ られないときは、区警戒本部長に対し、その旨を通報する。

3 区警戒本部の廃止

東海地震発生のおそれがなくなった旨の東海地震注意情報が発表されたときは、区警戒本部を廃止します。

第2節 職員の配置と動員

市災害対策警戒本部長は、東海地震注意情報の伝達又は報道に接したときは、警戒本部の設置にあたり、原則として「警戒配備」を発令します。

1 勤務時間内の配備体制

区長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた動員対象職員を班ごとに配備につけ、地震防災応急活動の準備を命じます。配備についた職員は、上司の命令に従い必要な任務を遂行しなければならない。

2 勤務時間外の動員体制

- (1) 区長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた所属 職員を参集させ、班ごとに配備につけ、地震防災応急活動の準備を命じます。
- (2) 警戒配備の動員対象職員には、参集の連絡は、安否・参集確認システムによりメールで通知されますが、東海地震注意情報の報道に接したときは、動員命令を待つことなく、自発的に所属職場に参集し、上司の命令に従い、必要な任務を遂行します。

3 広報活動

区本部長は、東海地震の前兆現象が起きている可能性が高い場合に発表される東海地震注意 情報に伴う様々な社会的混乱の防止と地震に備えての防災措置を周知するための広報活動を、 広報車、区ホームページ等を活用して行います。

4 関係機関との協力体制

区本部長は、判定会の招集報道に伴い混乱のおそれのあるとき、又は混乱が発生したときは、 警察、消防、鉄道機関、バス機関、その他関係機関と協力してこれらの混乱の収拾を図ります。

第2章 警戒宣言発令時対応

東海地震が発生した場合、被害防止のための緊急措置の実施、災害応急対策の迅速かつ円滑な 実施のための体制の確保、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生防止等の措置を講じる必要があ ります。

第1節 区災害対策本部

1 区本部の設置

区長は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに区役所内に区本部を設置し、直ちにその旨を 市本部長に報告するとともに、区内の防災関係機関に通報します。

警戒宣言発令時は、全員配備体制となります。

2 区本部の廃止

警戒解除宣言が発令されたときは、区本部長は区本部を廃止します。

第2節 広報活動情報の受伝達

1 広報活動

区本部長は、東海地震の前兆現象が起きている可能性が高い場合に発表される東海地震注意情報に伴う様々な社会的混乱の防止と地震に備えての防災措置を周知するための広報活動を、 広報車、区ホームページ等を活用して行います。

2 地震防災信号による広報

大規模地震対策特別措置法施行規則第4条に定める地震防災信号により、消防署、出張所、 消防団器具置場、火災警報のサイレン信号を行う場所において、警戒宣言が発せられた旨の伝 達を行います。

		警鐘		サイレン
(5点	<u>()</u>		(約45秒)	
• -•)—(•	(約15秒) ●───
備考	1	警鐘又はサイレンは、適宜の時間継	続すること。	
	2	必要があれば警鐘及びサイレンを併	用すること。	

第3節 事前避難対策

1 地域防災拠点の開設準備

- (1) 区本部長は、地震発生に備えて、地域防災拠点の開設準備のため、区本部拠点班員を 震地域防災拠点に派遣し、速やかに避難者の収容に必要な措置を講じます。この際、学校長は、 児童、生徒の安全確保の支障とならない範囲で積極的に協力します。
- (2) 区民が自発的に避難を開始した場合は、地域防災拠点を開設し、避難者受入れを行います。

2 避難場所開設状況等の報告

区本部拠点班員は、地域防災拠点を開設し、避難者の受入れをしたときは、避難者その他必要事項を把握し、区本部長に報告します。

3 医療救護隊の編成準備

区本部長は、区医師会等関係機関に対して、医療救護隊の編成準備を要請するとともに、区 役所等に備蓄している医療品、医療資機材等の点検を行うとともに、補給体制等を確認します。

【参考】 東海地震に関連する情報の種類

「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震 注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の3種類があります。また、各情報について、そ の情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示します。

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

情報名

主な防災対応等

東海地震 予知情報

東海地震が発生するおそれがある と認められ、「警戒宣言」が発せ られた場合に発表される情報

(カラーレベル 赤)

警戒宣言

■ に伴って発表

- ●警戒宣言が発せられると
 - ○地震災害警戒本部が設置されます
 - ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の 実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます

住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に 十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動 して下さい

東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆 現象である可能性が高まった場合 に発表される情報

(カラーレベル 黄)

東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表

- ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます
 - ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の 安全確保対策が行われます
 - ○救助部隊、救急部隊、消火部隊、 医療関係者等の派遣準備が行われます



住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体など からの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい

東海地震 に関連する 調査情報

時

臨

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化 の原因についての調査の状況を発表

- ●防災対応は特にありません
- ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます

住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通り お過ごしください

東海地震に関連する現象に ついて調査が行われた場合 に発表される情報

定 例 毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表

●防災対応は特にありません

(カラーレベル 青)

日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

※ 気象庁は、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました。 今後、横浜市防災計画(震災対策編)の見直しに合わせて、「東海地震に関連する情報」を修正 していく予定です。